

(公務災害・通勤災害)

事務処理の手引

令和6年12月

地方公務員災害補償基金鹿児島県支部

事務担当者のみなさんへ

- 1 災害が発生したら、担当者は被災職員又は居合わせた同僚職員等から事情を聞くなどしてその状況を的確に把握してください。
- 2 認定請求手続を速やかに行うよう指示してください。
- 3 認定通知書を受け取ったら、その後の手続きを指示してください。
- 4 被災職員の療養の状況について適宜把握し、傷病が治ったときには、速やかに治ゆ報告書を提出するよう指示してください。

公務災害・通勤災害の認定を受けた場合のメリット

- 1 療養給付が受けられる。→ 治療費は全額、基金が負担する。
ただし、第三者加害事案（災害の発生の原因が第三者にある場合）は除く。
 - 2 公務災害による療養休暇が受けられる。（**サービス上の取扱い**）
ただし、通勤災害の場合は一般の私傷病と同じ取扱い。
 - 3 療養休暇・休職中の給与は保証される。（**給与上の取扱い**）
 - 4 再発した場合、再度療養給付が受けられる。
 - 5 後遺症が残った場合、障害等級に応じて障害補償年金又は一時金が受けられる。
 - 6 不幸にして亡くなった場合は、遺族に対して遺族補償年金又は一時金が支給される。
- ※ 2及び3については、基金ではなく任命権者の権限なので、詳しくは任命権者に確認してください。

目 次

第一部 総 論

第1章 地方公務員災害補償制度の概要	1
1 災害補償制度の意義	1
※ 災害補償制度の特徴	2
2 災害補償制度の適用関係	2
(1) 非常勤職員に係る法に基づく条例と労働者災害補償保険法の適用関係	2
(2) 地方公務員の災害補償制度の適用範囲及び実施機関一覧	3
(3) 外郭団体等に派遣された場合の適用関係	4
3 地方公務員災害補償基金	5
4 費用の負担	6
5 補償及び福祉事業	7
(1) 補 償	7
(2) 福祉事業	7
表1 補償の種類	8
表2 福祉事業の種類	10
参考事例	
事例1 死亡した場合	12
事例2 傷病が治ゆ後、障害が残った場合	13
6 補償請求権の時効	14
※ 療養補償の時効の例	15
第2章 公務災害及び通勤災害の認定基準等	16
1 公務災害の認定基準	16
(1) 公務上の負傷の認定基準	16
(2) 公務上の疾病の認定基準	19
(3) 公務上の疾病としての腰痛症の認定基準	22
(4) 公務上の疾病としての心臓・脳血管疾患の認定基準	24
(5) 精神疾患等の公務災害の認定について	28
2 通勤災害の認定基準	31
※ 通勤災害の対象となる通勤の範囲事例	33
3 第三者加害事案	38
(1) 第三者加害事案の内容	38
(2) 「賠償先行」と「補償先行」	38
(3) 「求償」と「免責」	40
(4) 第三者加害事案の認定請求等の留意事項	41
4 故意の犯罪行為又は重大な過失の決定	42
5 特殊公務災害	43
6 不服申立て等	44
第3章 公務災害及び通勤災害の認定請求	46
1 認定請求の手続	46
2 所属長の証明	46
3 任命権者の意見	46
4 被災職員等に対する援助、協力	47
5 認定及び通知	47

第4章 療養補償	48
1 請求方法	48
2 療養補償の範囲等	49
3 地方公務員災害補償基金指定医療機関一覧表	52
第5章 治ゆ	53
1 治ゆの時期	53
2 治ゆ報告書	53
3 治ゆの認定	53
治ゆ報告書（見本）	54
第6章 再発及び傷病名追加	55
1 再発	55
2 傷病名追加	55
第7章 受給権者の主な報告義務等一覧表	57
第8章 流れ図	58
1 全体図（災害発生→療養補償→治ゆ→障害補償→再発）	58
2 災害発生から認定・療養補償まで	59

第二部 請求書の記載例

第1章 認定請求書等	60
1 認定請求書の記載方法	61
2 認定請求書添付資料一覧表	63
3 認定請求書添付資料詳細	65
4 公務災害認定請求 … ～仕事中に事故が発生したら～	67
5 通勤災害認定請求 … ～通勤（出勤・退勤）中に事故が発生したら～	77
6 傷病名追加請求	88
第2章 療養補償請求書等	93
1 医療機関に受領委任する場合	94
特別室使用証明書	96
2 薬局に受領委任する場合	97
3 自己負担分（補装具費，移送費，看護料等）を請求する場合	99
(1) 医証（補装具）	101
(2) 移送費証明書	102
(3) 看護証明書	104
(4) 同意書（マッサージ等）	105
4 自己負担分（やむを得ず共済組合証を使用して受診した場合等）を請求する場合	106
5 指定医療機関の場合	108
6 転医届	110
第3章 障害補償請求書等	111
障害補償一時金等請求 …… ～傷病治ゆ後に障害が残ったら～	112

第三部 参考資料

1	補償及び福祉事業に係る請求書及び申請書等一覧	119
2	16種区分	120
3	心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性判断のための調査事項	121
4	精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領	126
	別表 業務負荷の分析表	131
5	示談書の作成	137
6	傷病等級早見表	142
7	障害等級早見表	143
8	補償と福祉事業の種類別主要改正経過一覧	147
(1)	傷病補償年金関係	147
(2)	介護補償関係	147
(3)	障害補償（年金・一時金）関係	148
(4)	遺族補償（年金・一時金）関係	149
(5)	葬祭補償	149
(6)	奨学援護金及び就労保育援護金	150
9	人体図	151

第一部

總論

第1章 地方公務員災害補償制度の概要

1 災害補償制度の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員が公務上の災害（負傷，疾病，障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に，その災害によって生じた損害を補償し，及び必要な福祉事業を行い，もって地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です（この制度は，地方公務員のほか，一般地方独立行政法人の職員等も対象にしますが，この手引では地方公務員について説明します。）。

この災害補償制度の大きな特徴は，第一に，公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり，地方公共団体に過失がなくても，補償義務が発生するものとされていること，第二に，通勤による災害についても，使用者としての責任を論ずることなく，使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるということであり，民法上の損害賠償とは異なります。

さらに，この制度では一部に年金制が採り入れられており，加えて，補償のみならず福祉事業をも行うこととされており，被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっている点からも，賠償責任保険的な性格の枠を上回った手厚い内容の制度となっています。

地方公務員法第45条（災害補償制度の根拠規定）

↓

地方公務員災害補償法（制定S42. 8. 1）

① 公務災害 S42. 12. 1 施行

→ 使用者の支配管理下にある使用者責任

被用者の業務の遂行は使用者の支配管理下において行われ，その利益は使用者に帰属するものであることから，このような特別の関係の下において被用者が被った災害については，使用者の民事責任の有無にかかわらず，使用者にその損失を補償させることが妥当であるとの見地に基づくもの。

② 通勤災害 S48. 12. 1 施行

→ 勤務と密接不可分の関係にあることから，公務災害に準じた補償

通勤は，職員の勤務の提供と密接不可分の関係にあり，単なる私的行為とは異なること等から，通勤上の災害は，職員の私生活上の損失として放置されるべきものではなく，何らかの保護制度によって対処すべきものであるとの見地に基づくもの。

(災害補償制度の特徴)

- ① 使用者の故意・過失の有無を問わず、**使用者に無過失責任**を課していること。
- ② 認定・補償の実施は、**被災職員の請求**に基づいて行われること。(請求主義)
- ③ 補償は、**身体的損害**のみを対象とすること。
- ④ 認定がなされれば、**定型的・定率的な補償**がなされること。
- ⑤ 認定・補償は、任命権者の補償義務を代行する専門機関として**地方公務員災害補償基金**が行うこと。
- ⑥ 補償を行うための費用は、租税を原資とする地方公共団体からの**負担金**で賄われること。

2 災害補償制度の適用関係

地方公務員の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、常勤職員(注)（以下「職員」という。）については地方公務員災害補償法（以下「法」という。）の規定により、地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、非常勤職員については、法に基づく条例、「労働者災害補償保険法」、「消防組織法」に基づく条例、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に基づく条例等の法令により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています。

(注)「常勤職員」には、常時勤務に服することを要する地方公務員のほか、次の者を含む。

- ① 再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者）、任期付短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
- ② 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの（常勤的非常勤職員）

(1) 非常勤職員に係る法に基づく条例と労働者災害補償保険法の適用関係

非常勤職員については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（昭和42年9月1日自治省事務次官通知）第2条の規定により、労働者災害補償保険法の適用を受ける者は、同条例の適用除外となります。

したがって、適用関係は、次のようになります。

- ① 労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される非常勤職員
→ 法に基づく条例適用
- ② 労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される非常勤職員
→ 労働者災害補償保険法の適用

(2) 地方公務員の災害補償制度の適用範囲及び実施機関一覧

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関	
常勤の職員	特別職	知事，市町村長，一部事務組合管理者，広域連合長，副知事，副市町村長，監査委員(常勤)，企業管理者 等	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金	
	一般職	教育長，会計管理者，一般職員，教職員，警察職員，消防職員，企業職員 等 〔 臨時的任用職員，再任用常時勤務職員を含む 〕			
非常勤の職員	特別職	議員，監査委員(非常勤)，行政委員会の委員，地方公共団体の附属機関の委員，統計調査員 等 (他の法令の適用を受けない者)	「地方公務員災害補償法」に基づく条例(法第69条)	地方公共団体(各任命権者等)	
		消防団員，水防団員	「消防組織法」「水防法」に基づく条例，消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体	
	職	学校医，学校歯科医，学校薬剤師	「公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に基づく条例		
非常勤の職員	一般職	常勤的非常勤職員(常勤的非常勤職員に該当する会計年度任用職員を含む)	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金	
		再任用短時間勤務職員，任期付短時間勤務職員，地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金	
	職	常勤的非常勤職員に該当しない会計年度任用職員職員等	水道，交通，清掃，病院，学校など労働者災害補償保険法第3条適用事業に雇用される者	労働者災害補償保険法	国(厚生労働省)
			他の法令の適用を受けない者	「地方公務員災害補償法」に基づく条例(法第69条)	地方公共団体(各任命権者等)

(3) 外郭団体等に派遣された場合の適用関係

ア 派遣法（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）に基づき派遣されている場合

派遣法上の派遣の形態としては、公務員としての身分を有したまま公益法人等の業務に従事する「職員派遣制度」と、職員が退職した上で一定の営利法人の業務に従事し、業務に従事すべき期間が満了した場合等に再び職員として採用する「退職派遣制度」の二つの制度が設けられています。

いずれの場合も、派遣先の指揮命令下で業務に従事するものであり、

- ・ 派遣先の業務に起因する災害については地方公務員災害補償制度は適用されず、派遣先における労災制度の対象となること
- ・ 公務員としての身分を有していない退職派遣者はもとより、公務員の身分を有している派遣職員についても派遣期間中は公務に従事することが認められていないことから、地方公務員災害補償制度の対象とはなりません。

イ 派遣法によらず、従来の方法により派遣されている場合

外郭団体等へ職員を派遣する場合の身分上の取扱いとしては、①地方公共団体を退職させた上での派遣、②休職にした上での派遣、③職務専念義務を免除した上での派遣、④事務従事命令による派遣など様々な形態があります。

代表的な例である①から④までの形態により派遣された職員については、一般的には次のような理由により地方公務員災害補償制度の対象とはなりません。

① 退職の場合

地方公共団体を退職した以上、地方公務員としての身分もなく、かつ、派遣先の業務も公務とみることはできない。

② 休職の場合 又は ③ 職務専念義務免除による場合

地方公務員としての身分は有しているものの、その職務に従事しておらず、かつ、派遣先の業務も公務とみることはできない。

④ 事務従事命令の場合

地方公務員としての身分は有しているものの、地方公共団体の業務でない職務に、職務命令で職員をつかせるということは一般的には考えられず、たとえそこに職務命令が介在していたとしても派遣先の業務を公務とみることはできない。

3 地方公務員災害補償基金

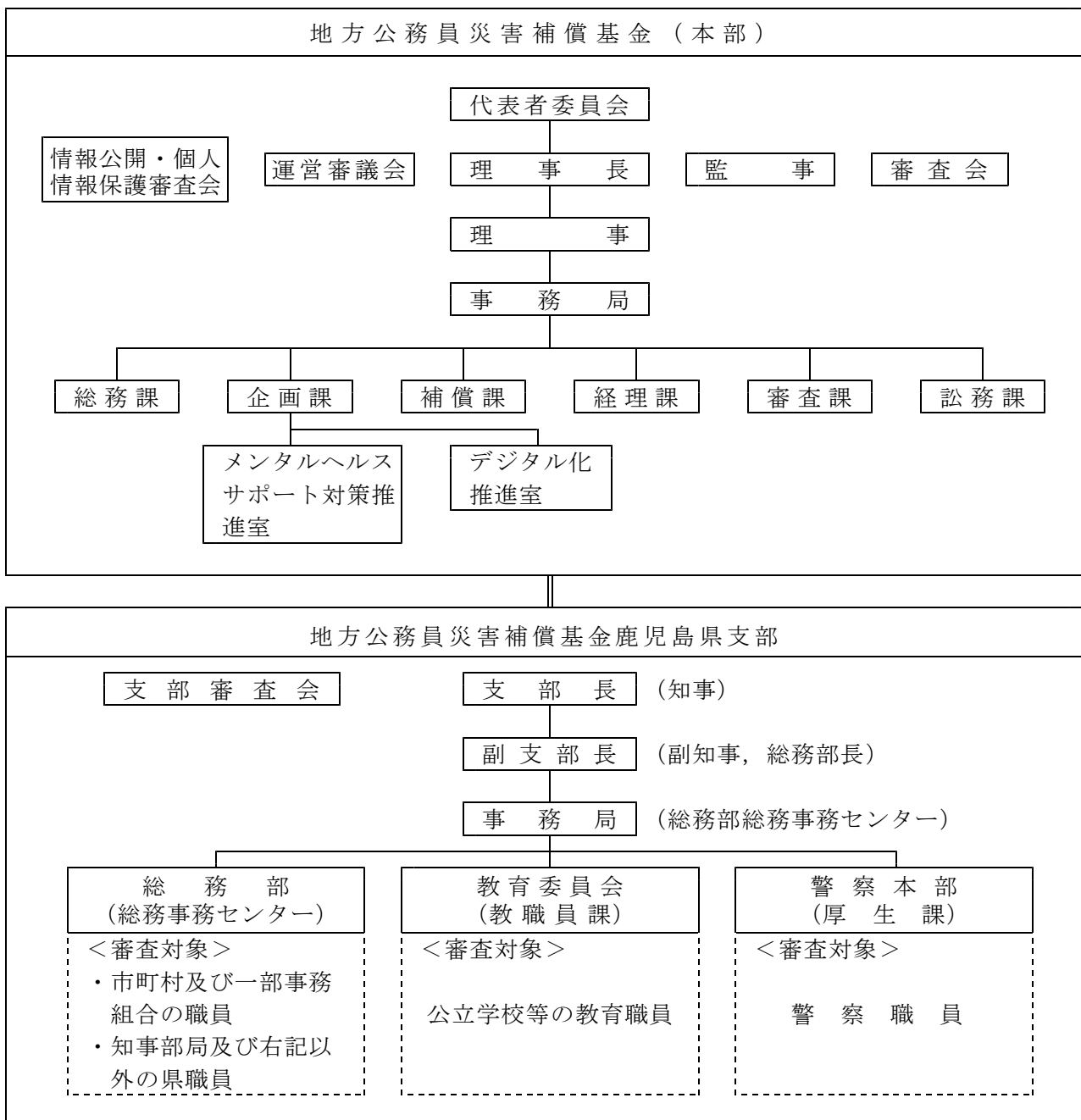
地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、法によって設置された法人で、職員の公務災害及び通勤災害に対する補償を地方公共団体に代わって行うもので、本部を東京都に、各都道府県及び政令指定都市に支部を置いています。

公務災害・通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施などの具体的な事務については、各支部が法令・通知等の基準により行い、一方、支部から本部に対して認定困難な事案の協議が行われるなど全国的に統一した基準が保たれるようになっています。

また、基金の活動及び補償等の実施に必要な財源は、各地方公共団体からの負担金で賄われています。

なお、鹿児島県支部の事務局は「鹿児島県総務部総務事務センター」に置かれています。

地方公務員災害補償基金組織図



4 費用の負担

基金の業務に要する費用は、各地方公共団体の負担金その他の収入によって賄われています。

この負担金は、概算負担金と確定負担金からなっています。

概算負担金は、地方公共団体の前々年度の決算に計上された職員の区分ごとの職員に係る給与の総額（退職手当，児童手当を除く。）に職員の区分ごとに定められた負担金率を乗じて得た額にそれぞれ「理事長が定める率（定款第17条の3第1項）」を乗じて得た額を合計して算定するものであり、原則として、その年度の5月15日までに基金に納入することになっています。

確定負担金は、地方公共団体の当該年度の決算に計上された給与の総額に負担金率を乗じて得た額を合計して算定します。既に納付した概算負担金との過不足額を精算する仕組みになっており、精算に伴う負担金の不足額は、翌年度9月末日までに基金に納入することになっており、過納額は、原則として当該団体に還付することになっていますが、希望する団体によっては、次年度分に充当することもできます。

職員の範囲及び負担金率

職員の範囲 ・負担金率 職員の区分	職員の範囲	給与総額に 乗ずる割合 (令和2年度～)
義務教育学校職員	公立の小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって，義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担するもの	$\frac{1.0000}{1000}$
義務教育学校職員 以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員	$\frac{1.0700}{1000}$
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	$\frac{3.3900}{1000}$
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員	$\frac{2.4500}{1000}$
電気・ガス・水道 事業職員	電気・ガス・水道事業，工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員	$\frac{1.6500}{1000}$
運輸事業職員	鉄道，軌道，索道，航空機，自動車，軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	$\frac{1.9500}{1000}$
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	$\frac{4.1800}{1000}$
船員	船員法第1条に規定する船員	$\frac{4.1200}{1000}$
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員	$\frac{1.0800}{1000}$

なお，メリット制適用団体（鹿児島県，鹿児島市）にあつては，別途通知されるメリット制負担金率により積算します。

5 補償及び福祉事業

(1) 補償

被災職員が公務災害又は通勤災害に認定された場合、基金からなされる補償の内容は、次の表1（補償の種類）のとおりです。

療養補償は、療養上相当と認められる療養費について支給されますが、第三者加害事案（災害の発生の原因が第三者にある場合）に該当する場合、基金は補償後、過失割合に応じて第三者に求償を行います。

休業補償は、療養のため勤務できず、給与を受けないときに支給されますが、公務・通勤災害による療養休暇、休職期間中で、給与が保証される（詳しくは任命権者に確認してください。）場合は、適用はありません。

傷病補償年金は、療養中であり、かつ、療養開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が規則別表第2で定める傷病等級に該当する場合に年金として支給されます。

障害補償は、治ゆ後、後遺症が残り、規則別表第3で定める障害等級に該当する場合に障害等級に応じて障害補償年金又は一時金が支給されます。

介護補償は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、規則別表第4で定める程度の障害を有し、在宅で常時又は随時介護を受けている場合にその費用が支給されます。

遺族補償は、被災職員が亡くなった場合にその遺族に対して遺族補償年金又は一時金が支給されます。

葬祭補償は、被災職員が亡くなった場合に葬儀費としてその遺族に支給されます。

なお、療養補償、介護補償及び葬祭補償を除いた補償には、次の福祉事業が上乘せ措置として併せて支給されます。

(2) 福祉事業

福祉事業は、金銭給付をもって定型的に行われる補償のみによっては、必ずしも十分に被災職員又はその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ない面があると考えられるため、附加的給付として講ぜられる施策ないし措置であり、一定の要件を備える者には、すべて等しく実施することとされています。また、その内容については、次の表2（福祉事業の種類）のとおりです。

例えば、被災職員が治ゆ後、障害等級に該当する後遺障害が残り、障害補償が支給される場合に、福祉事業として障害特別支給金、障害特別援護金、障害特別給付金が併せて支給されます。

また、奨学援護金は、遺族補償年金等の年金たる補償の受給権者に就学を必要とする者がいる場合に学資等を援護するものとして支給されます。

表1 補償の種類

(令和6年4月1日現在)

補償の種類	補償事由	補償の内容	根拠規定
1. 療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである。(療養上相当と認められるものに限る。) (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送	法第26条、第27条
2. 休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を療養のため勤務することができない期間支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等に拘束若しくは収容されている者には行わない。	法第28条 法第28条の2第3項
3. 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が規則別表第2に定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの傷病等級に応じ、年金(平均給与額の313日分～245日分)を支給する。	法第28条の2 則第26条の4
4. 障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき規則別表第3に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金(平均給与額の313日分～131日分)を、第8級から第14級までは一時金(平均給与額の503日分～56日分)を支給する。	法第29条
[障害補償 年金差額 一時金]	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した当該年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額を支給する。	法附則第5条の2 則附則第3条の3、 第4条
	障害補償年金前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	法附則第5条の3 則附則第4条の2 ～第4条の4
5. 介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、規則別表第4で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間(病院等に入院している間又は障害者支援施設に入所し生活介護を受けている間等を除く。)支給する。	法第30条の2
6. 遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合	(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹(ただし、妻以外の者にあつては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は60歳以上のもの(一定の障害の状態にあるものを除く。))で、職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金(平均給与額の245日分～153日分)を支給する。なお、当分の間「特例遺族」の措置が講じられており、その対象年齢等及び遺族補償年金の受給資格年齢について経過措置がとられていることに注意のこと。 (2) 遺族補償一時金 ① (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金(平均給与額の1000日分～400日分)を支給する。 ② 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、①の場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として上記①の者に支給する。	法第31条～第39条 法附則第7条 第7条の2 令附則第2条
[遺族補償 年金前払 一時金]	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	法附則第6条 則附則第4条の5 ～第4条の8
7. 葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合	遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者(現実に葬祭を行った者があるときは、その者)に対し、31万5千円に平均給与額の30日分に相当する金額を加えた金額(この額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する金額)を支給する。	法第42条 令第2条の2 令附則第1条の2

この他、船員の特例があります。

補 償		補 償	
種 類	受 給 者	内 容	
療養補償	公務災害、通勤災害で療養の必要な者	現物補償 指定医療機関での療養 金銭補償 指定医療機関以外での療養・その他の療養費 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送	
休業補償	療養のため勤務できず、給与を受けない者、又は60/100に満たない者	平均給与額×60/100 又は60/100に満たない差額	
傷病補償 年金	療養開始1年6カ月後、治ゆせず、規則別表第2（傷病等級）の1級～3級に該当する状態の者	1級 313日 平均給与額 × 2級 277日 3級 245日	
障 害 補 償	障害補償 年金	治ゆ後、規則別表第3（障害等級）の1級～7級の障害が残った者	1級313日 4級213日 7級131日 平均給与額 × 2級277日 5級184日 3級245日 6級156日 (差額一時金 年金受給者が死亡したとき一定差額を支給) (前払一時金 年金の一部を前払する)
	障害補償 一時金	治ゆ後、規則別表第3（障害等級）の8級～14級の障害が残った者	8級503日 11級223日 14級56日 平均給与額 × 9級391日 12級156日 10級302日 13級101日
介護補償	傷病・障害等級1～2級の者で常時又は随時介護を受けている者（その他の条件あり。）	常時介護 81,290円～177,950円 随時介護 40,600円～ 88,980円	
遺 族 補 償	遺族補償 年金	死亡したとき、年金受給権者（死亡当時生計維持関係にあった配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹一妻以外については年齢制限あり。）のいる場合	(遺族の人数による日数) 1人 153日 3人 223日 平均給与額 × 1人 (注) 175日 4人以上245日 2人 201日 (注) 55才以上又は一定の障害の状態にある妻 (前払一時金 年金の一部を前払する)
	遺族補償 一時金	死亡したとき、年金受給権者のいない場合（年金支給途中に年金受給権者がなくなった場合も含む。）	平均給与額 × 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 1,000日 同一生計の三親等内の親族 700日 同一生計の上記以外の者 400日
葬祭補償	死亡したとき、葬祭を行う者	平均給与額×30日+315,000円 " ×60日	いずれか多い額

表 2 福 祉 事 業 の 種 類

(令和6年4月1日現在)

福祉事業の種類 (適用年月日)	福祉事業の内容	根拠規定
1. 外科後処置 (昭42. 12. 1)	規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術の処置が必要であると認められる者等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行う。	業務規程 第27条
2. 補装具の支給 (昭42. 12. 1)	規則別表第3に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。	" 第27条の2
3. リハビリテーション (昭42. 12. 1)	規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる者に対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。	" 第27条の3
4. アフターケア (昭46. 4. 1)	傷病が治癒した者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者で規則別表3に定める程度の障害を有する者等に対し、円滑な社会生活を営むために必要な、一定範囲の処置等を行う。	地 "第27条の4
5. 休業援護金 (昭42. 12. 1)	休業による給与減等を補うことを目的として休業補償を受ける者等に対し、休業援護金を支給する。	公 "第28条
6. 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業 (平7. 8. 1)	傷病補償年金の受給権者又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、又は介護等の供与に必要な費用を支給する。	災 "第28条の3
7. 奨学援護金 (昭42. 12. 1)	遺族補償年金の受給権者等であって学校等に在学する者等の学資の支弁を援護する目的で奨学援護金を支給する。	第 "第29条
8. 就労保育援護金 (昭54. 4. 1)	就業している遺族補償年金の受給権者等であって未就学である者の保育に係る費用を援護する目的で就労保育援護金を支給する。	47 "第29条の2
9. 傷病特別支給金 (昭56. 4. 1)	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて傷病特別支給金を支給する。	条 "第29条の5
10. 障害特別支給金 (昭49. 11. 1)	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別支給金を支給する。	" 第29条の6
11. 遺族特別支給金 (昭49. 11. 1)	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別支給金を支給する。	施 "第29条の7
12. 障害特別援護金 (昭51. 4. 1)	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分等に応じて障害特別援護金を支給する。	行 "第29条の8
13. 遺族特別援護金 (昭50. 1. 1)	遺族補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で受給権者の区分等に応じて遺族特別援護金を支給する。	規 "第29条の9
14. 傷病特別給付金 (昭52. 4. 1)	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で傷病特別給付金を年金として支給する。	第 "第29条の10
15. 障害特別給付金 (昭52. 4. 1)	障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として、障害特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ)。	38 "第29条の11
16. 遺族特別給付金 (昭52. 4. 1)	遺族補償年金の受給権者に対し年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として、遺族特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ)。	条 "第29条の13
17. 障害差額特別給付金 (昭56. 11. 1)	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、失権による遺族補償一時金により支給される特別給付金との均衡を考慮し、一時金として障害差額特別給付金を支給する。	" 第29条の14
18. 長期家族介護者援護金 (平7. 4. 1)	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者(せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。)が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として100万円を支給する。	" 第29条の19

福祉事業 (基金の行う付加的給付)		
種類	受給者	内容
外科後処置	障害(1~14級)の者	・診察, 薬剤又は治療材料の支給等
補装具の支給	〃	・義肢, 装具, 義眼, 眼鏡, 車いす等
リハビリテーション	〃	・機能訓練, 職業訓練等
アフターケア	せき髄損傷者等	・診察, 薬剤又は治療材料の支給等
奨学援護金	遺族補償年金受給権者等	・1人月額(小)15,000円(中)20,000円(高)19,000円
就労保育援護金	〃	・1人月額8,000円 (大)39,000円
休業援護金	休業補償受給者又は80/100に満たない者等	平均給与額×20/100又は80/100に満たない差額
在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	傷病補償年金受給権者 障害補償年金受給権者 (障害等級第3級以上)	居宅において介護を要する者に対し, 基金の指定する事業者において介護人を派遣し, 又は介護等の供与に必要な費用を支給する。
傷病特別支給金(一時金)	傷病補償年金受給権者	1級114万円, 2級107万円, 3級100万円
傷病特別給付金(年金)	〃	傷病補償年金額×20/100(限度額あり)
障害特別支給金(一時金)	障害補償年金受給権者	1級342万円 2級320万円 3級300万円 4級264万円 5級225万円 6級192万円 7級159万円
障害特別援護金(一時金)	〃	公務災害 1級1,435万円 2級1,395万円 3級1,350万円 4級865万円 5級745万円 6級620万円 7級500万円
		通勤災害 1級915万円 2級885万円 3級855万円 4級520万円 5級445万円 6級375万円 7級300万円
障害特別給付金(年金)	〃	障害補償年金額×20/100(限度額あり) (差額特別給付金 差額一時金の支払いとされる時)
障害特別支給金(一時金)	障害補償一時金受給権者	8級65万円 9級50万円 10級39万円 11級29万円 12級20万円 13級14万円 14級8万円
障害特別援護金(一時金)	〃	公務災害 8級320万円 9級255万円 10級200万円 11級150万円 12級110万円 13級80万円 14級50万円
		通勤災害 8級190万円 9級155万円 10級125万円 11級95万円 12級75万円 13級55万円 14級40万円
障害特別給付金(一時金)	〃	障害補償一時金額×20/100(限度額あり)
遺族特別支給金(一時金)	遺族補償年金受給権者	300万円
遺族特別援護金(一時金)	〃	公務災害1,735万円 通勤災害1,045万円
遺族特別給付金(年金)	〃	遺族補償年金額×20/100(限度額あり)
遺族特別支給金(一時金)	遺族補償一時金受給権者	遺族補償一時金 1000日の者 300万円
		〃 700日の者 210万円
		〃 400日の者 120万円
遺族特別援護金(一時金)	〃	(公務) (通勤)
		遺族補償一時金 1000日の者 1,735万円 1,045万円
		700日の者 1,215万円 730万円 400日の者 695万円 420万円
遺族特別給付金(一時金)	〃	遺族補償一時金額×20/100(限度額あり)
長期家族介護者援護金	傷病補償年金受給権者 障害補償年金受給権者 (せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により, 常に介護を要する者に限る。)	当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に, 一定の要件を満たす遺族に対し, 一時金として100万円を支給する。
(参考)	特別支給金 見舞金の趣旨の一時金 特別援護金 受給権者の生活援護の趣旨の一時金 特別給付金 期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨の年金又は一時金	

《参考事例》（令和6年4月1日現在）

事例1 （死亡した場合）

月収30万円の職員が公務により事故（通勤中に交通事故）で死亡した。

- ① 受給権者 妻
- ② 受給資格者 18歳未満の子 2人（小学生2人）
- ③ 平均給与額 10,000円

(1) 遺族補償年金

$10,000円 \times 223$ （乗数3人） $= 2,230,000円$ （年額）
 $2,230,000円 \times 2$ か月/ 12 か月 $= 371,666円$ （1支給分：2か月分）
（注：1円未満切捨て）

(2) 葬祭補償

$10,000円 \times 30 + 315,000円 = 615,000円$ （ $> 10,000円 \times 60$ ）

(3) 遺族特別給付金

$10,000円 \times 223 \times 20 / 100 = 446,000円$ （年額）（ $\leq 1,500,000円 \times 223 / 365$ ）
 $446,000円 \times 2$ か月/ 12 か月 $= 74,333円$ （1支給分：2か月分）
（注：1円未満切捨て）

(4) 遺族特別支給金（一時金）

300万円

(5) 遺族特別援護金（一時金）

1,735万円（公務），1,045万円（通勤）

(6) 奨学援護金

月15,000円（小学生）
 $15,000円 \times 2人 \times 2$ か月 $= 60,000円$ （1支給分：2か月分）

(7) 支給月等

年金等は、年6回4，6，8，10，12，2月の各月（偶数月）に支給されます。1支給につき、直前の2か月分が支給されます。

（注：2月以外の各支給月に係る支給額に1円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、2月支給期でこれを調整します。）

(8) 最初の支給額

（公務災害の場合）

$371,666円 + 615,000円 + 74,333円 + 3,000,000円 + 17,350,000円 + 60,000円 = 21,470,999円$
（年金）（葬祭補償）（給付金）（支給金）（援護金）（奨学援護金）

（通勤災害の場合）

$371,666円 + 615,000円 + 74,333円 + 3,000,000円 + 10,450,000円 + 60,000円 = 14,570,999円$
（年金）（葬祭補償）（給付金）（給付金）（援護金）（奨学援護金）

(9) 2回目以降（2月支給以外）

$371,666円 + 74,333円 + 60,000円 = 505,999円$
（年金）（給付金）（奨学援護金）

事例2 (傷病が治ゆ後、障害が残った場合)

月収30万円の職員が公務中に事故(通勤中に交通事故)により、左手の小指を失った。

① 障害等級 12級 156日分

② 平均給与額 10,000円

(1) 障害補償一時金

$$10,000円 \times 156 = 1,560,000円$$

(2) 障害特別給付金

$$10,000円 \times 156 \times 20/100 = 312,000円 (\leq 1,500,000円 \times 156/365)$$

(3) 障害特別支給金(12級)

20万円

(4) 障害特別援護金(12級)

110万円(公務), 75万円(通勤)

(5) 支給額

(公務災害の場合)

$$1,560,000円 + 312,000円 + 200,000円 + 1,100,000円 = 3,172,000円$$

(一時金) (給付金) (支給金) (援護金)

(通勤災害の場合)

$$1,560,000円 + 312,000円 + 200,000円 + 750,000円 = 2,822,000円$$

(一時金) (給付金) (支給金) (援護金)

6 補償請求権の時効

(1) 時効

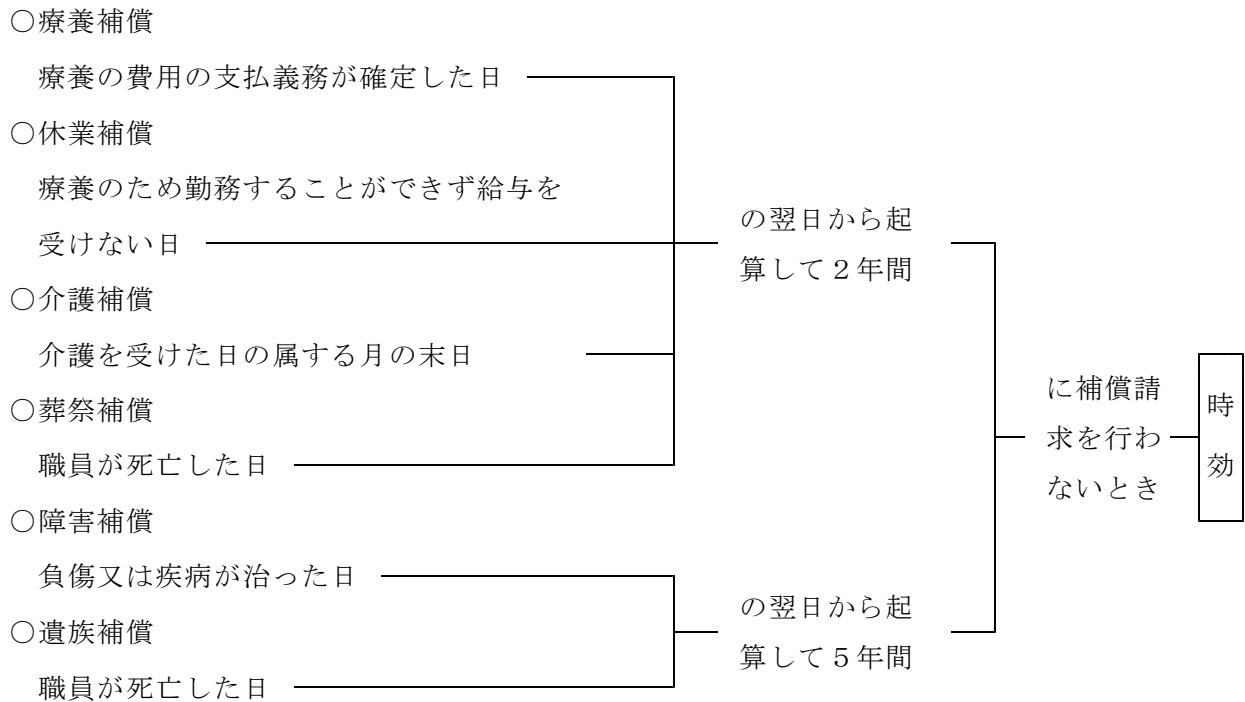
補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効によって消滅することとされています。ただし、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応じて定められている時効の期間経過前に公務又は通勤による災害の認定を請求した場合は、基金が当該災害を公務又は通勤による災害と認定したことを当該認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となります（ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日の以前の日であるときはこの限りではありません。）。また、傷病補償年金は、職員の請求に基づかず、基金が職権でその支給決定を行うため、傷病補償年金を受ける権利については時効の問題は生じません。

「補償を受ける権利」とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。

なお、時効の援用及び中断等については、法上明文の規定はないので、民法の定めるところによることとなります。

(2) 補償内容により異なる事項

時効は補償を受ける権利が発生した日の翌日から起算するものとし、補償請求権の内容により異なります。例示すると次のとおりです。



(療養補償の時効の例)

(質 問)

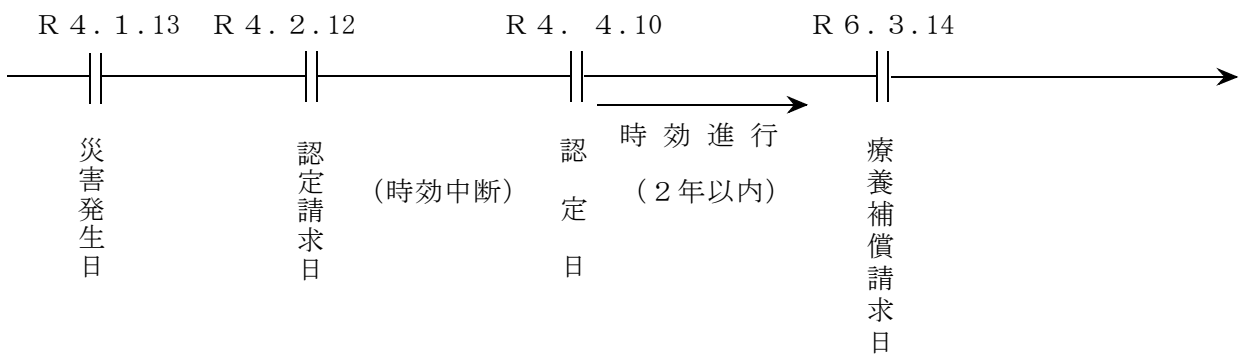
被災職員甲は、災害発生日が令和4年1月13日の公務中の災害について、同年2月12日付けで公務災害の認定請求を行い、同年4月10日付けで基金から公務災害の認定を受けた。甲は、治療費について、全て受領委任払として基金に請求したと思っていたところ、令和6年2月末に病院から請求を受けた。そこで、甲は、同年3月14日付けで基金に令和4年1月分の療養補償の請求を行った。この請求は、支払いを受けることができるか。

災 害 発 生 日 : R 4 . 1 . 13

公務災害認定請求日 : R 4 . 2 . 12

公務災害認定日 : R 4 . 4 . 10

療 養 補 償 請 求 日 : R 6 . 3 . 14 (R 4 . 1 受診分の請求)



(回 答)

療養補償については、療養を受けた日（療養の費用の支払義務が確定した日）から2年間で時効になります。

事例の場合、令和4年2月12日付けで公務災害の認定請求を行った時点で、一旦、時効が中断し、同年4月10日付けで公務災害の認定を受けた時点から再度、時効が進行します。従って、同年4月10日から時効が進行し、療養補償の請求のあった令和6年3月14日は、未だ2年の時効が完成していないので、療養補償の支給を受けることができます。（認定前の療養補償については、認定後時効が進行する。）

なお、公務災害認定後の療養に係る療養補償の請求については、療養を受けた日の翌日からそれぞれ時効が進行します。（認定後は療養の都度、時効が進行する。）

第2章 公務災害及び通勤災害の認定基準等

1 公務災害の認定基準

公務災害とは、公務に起因して又は公務と相当因果関係をもって発生したと認められる災害をいいます。

公務災害として認定されるためには、原則として「公務遂行性」と「公務起因性」の2つの要件が必要とされています。ただし、公務に起因する疾病の場合には、公務遂行性がなくとも公務との相当因果関係が認められる場合があります。

公務遂行性

職員が公務に従事していること、すなわち任命権者の支配管理下にあることをいいます。

公務起因性

災害と公務との間に相当因果関係があることをいいます。

以上のような見地から公務上外の認定を行うこととなりますが、具体的な事案についての判断基準は次のとおりです。

(平成15年9月24日地基補第153号理事長通知「公務上の災害の認定基準について」参照)

(1) 公務上の負傷の認定基準

負傷は、その発生が外面的で可視的である場合が多いため、公務との相当因果関係を求める際に、特に医学的判断が必要とされないものも多く、その公務上外の認定は、原則として被災職員が職務遂行中その他任命権者の支配管理下にある状態で災害を受けたか否かの判断により行われます。ただし、故意又は本人の素因によるもの、天災地変によるもの（天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変により罹災地へ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。）及び偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）であると明らかに認められるものは、公務災害とは認められません。

区 分	説 明
(1) 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷（出張期間中を除く。）	① 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合 ② 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合 ③ 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合
(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷	① 業務待機中の行為（著しく社会通念を逸脱した行為の場合を除く。） ② 生理的必要行為のための往復行為 勤務時間中、又は休憩時間中に用便、水を飲む等の行為のために往復する行為をいいます。 ③ 公務達成のための善意行為

区 分	説 明
	<p>自己の担当職務以外の公務を達成するための善意によって行う行為をいい、公務の緊急性、必要性等からみて、善良な職員であれば誰でもそうするであろうと客観的に判断されるものをいいます。ただし、公務上の必要のない、いわゆる道義的立場からの善意行為の場合は該当しません。</p>
(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷	<p>更衣、機械器具の点検整備、作業環境の整備・清掃などの行為を行っている場合</p>
(4) 救助行為中の負傷	<p>勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合</p>
(5) 防護行為中の負傷	<p>非常災害時において勤務場所又はその付属施設を防護する行為を行っている場合</p>
(6) 出張又は赴任の期間中の負傷	<p>次の場合を除き、出張中又は赴任の期間中に発生した負傷は、公務上の災害となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 合理的経路又は方法によらない順路にある場合 ② 合理的経路又は方法による順路にある場合であっても、恣意的行為を行っているとき ③ 出張先の宿泊施設が法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、その宿泊施設内にあるとき又はその宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき（通勤災害の対象となる。）
(7) 出勤又は退勤途上の負傷	<p>次の場合の災害は、任命権者の支配拘束力の及ぶ状況下にあるものとして、公務上の災害として取り扱われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上 ② 突発事故その他の緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上 ③ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上 ④ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接勤務に就くため出勤し、又は勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上 ⑥ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑦ 地方公務員法第24条第5項の規定による条例に基づく週休日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上 ⑧ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上

区 分	説 明
	<p>⑨ 週休日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上</p> <p>⑩ ①～⑨までに掲げる場合に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上</p> <p>（例）ア 特に命ぜられて1時間以上早く出勤する途上で異常な時間帯に該当しない場合</p> <p>イ やむを得ない特別の事情により、特に命ぜられた出勤時間に遅刻の状態にあった出勤途上</p> <p>ウ 通常の勤務が終了した後に4時間以上時間外勤務に服した場合の退勤途上等</p>
(8) レクリエーション参加中の負傷	<p>地方公務員法第42条の規定に基づき</p> <p>① 任命権者が計画し、実施したレクリエーションに参加している場合</p> <p>② 任命権者が、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合</p> <p>③ その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合</p>
(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷	<p>勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められ、次に掲げる場合</p> <p>① 所属部局が専用の交通機関を出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき。</p> <p>② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合</p> <p>③ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合</p>
(10) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷	<p>公務運営上の必要により、入居が義務づけられている宿舍において、その宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した場合</p>
(11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷	<p>職務遂行に伴う怨恨により第三者から加害を受けて発生した場合</p>
(12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷	<p>公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した場合</p>
(13) その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷	<p>そのほか公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな場合</p>

(2) 公務上の疾病の認定基準

公務上の疾病とは、公務に起因して発症した疾病をいい、負傷の場合と異なり、医学的判断としての「公務起因性」が公務上外の判断の大きな要素となります。

公務上の疾病は、認定技術上、その発症状態から、下記の3つに分類されます。

ア 公務上の負傷に起因する疾病

イ 規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病（いわゆる「職業病」）

ウ その他公務に起因することが明らかな疾病

公務上の負傷に起因する疾病についての認定は、医学的に発症機序が明らかであることが多いため、比較的容易です。公務上の負傷に起因する疾病や、医学経験則上、公務と相当因果関係が明らかな疾病（いわゆる「職業病」）以外の疾病については、全て個々に「公務に起因することが明らかな疾病」であるかどうかを判断して決定されることになります。

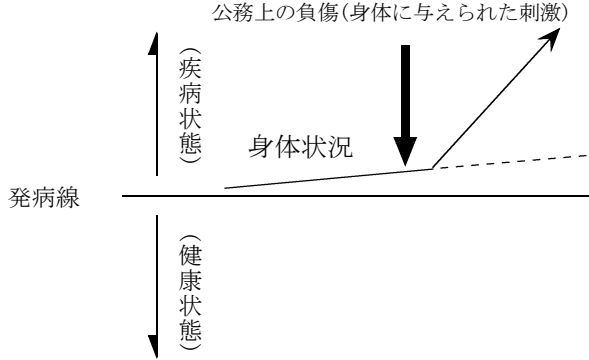
また、公務災害の認定基準のより詳細な基準として、下記のものがあります。

ア 腰痛症の認定基準

イ 心・血管疾患及び脳血管疾患の認定基準

ウ 精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の認定基準 など

区分	説明	
(1) 公務上の負傷に起因する疾病	公務上の負傷に起因する疾病は公務上の災害となり、これに該当する疾病は次のとおりです。	
	① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合	
	② 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合 ③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合	

	<p>④ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合</p>	
<p>(2) 規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病</p>	<p>業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発病させる原因となるに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合、特に反証のない限り公務上の災害となります。</p> <p>① 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病 物理的因子とは、紫外線、赤外線、レーザー光線、暑熱、寒冷、著しい騒音及び超音波などをいいます。</p> <p>② 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病 身体に過度の負担のかかる業務とは、重量物を長期間取り扱う業務、振動工具を取り扱う業務、電子計算機への入力を反復して行う業務等上肢に過度の負担のかかる業務などをいいます。</p> <p>③ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病</p> <p>④ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた疾病</p> <p>⑤ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病</p> <p>⑥ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病</p> <p>⑦ 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性 突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症</p> <p>⑧ 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害 (具体的には、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第2号から第9号までに掲げられています。)</p>	
<p>(3) その他公務に起因することが明らかな疾病</p>	<p>そのほか公務に起因することが明らかな疾病は公務上の災害とし、これに該当する疾病は次のとおりです。</p> <p>① 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病</p> <p>② 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病</p> <p>③ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病</p> <p>④ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は</p>	

管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

- 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
 - 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
- ⑤ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病
- ⑥ 所属部局の提供する飲食物による食中毒
- ⑦ その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

これらの認定については、素因、基礎疾病等の有無及びその程度、私生活の状況等を確認した上で、その疾病が公務に起因して発症したものであることが医学的に証明される必要があります。

負傷を契機としない疾病は、負傷の場合よりさらに発症を誘発した有害因子の大きさがとらえにくいとともに、本来、本人の素因がなければ発症しないものが多く、本人の日常生活又は健康管理の如何によっても増悪するものであるため、その認定は特に慎重に行う必要があります。公務上とされるためには、発症前における心身に与えた有害因子の強さあるいは業務の過重性に特にきわ立った顕著さが認められなければなりません。

(3) 公務上の疾病としての腰痛症の認定基準

腰痛の公務上外の認定については、認定基準によるほか、次により取り扱うこととなっています。

腰部の痛みを伴う疾病（以下「腰痛」という。）については、**職務遂行中に発症したからといって、必ずしも公務災害になるものではありません。**

腰痛は、職場で公務を遂行しているときでも、家庭で日常生活を営んでいるときでもその場所や時刻にかかわらず発症し、人間の8割程度はその生涯において大なり小なり一度は腰痛を経験するとさえいわれるくらい多い疾病です。これは、人間が、人体の骨盤の上にある脊柱（頸椎骨、胸椎骨、腰椎骨、仙骨）で上半身を支え、しかも、腰部は常に屈曲、伸展、回旋等の運動を行って体重の負荷を受けているためであり、人間の宿命的な疾病であるとさえいわれているからです。

そこで、腰痛については、診断書に記載された傷病名にとらわれることなく、災害発生の状況、症状及び療養内容等を詳細に検討し、**公務起因性（＝公務との相当因果関係）が明らかに認められるか否か**によって、公務災害かどうかを判断することになります。

なお、その場合、症状の発現状況の差異によって、「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」があり、それぞれ異なった取扱いとなります。

診断書の傷病名

診断書には傷病名として、「腰痛症」「腰部捻挫」「腰椎捻挫」「腰部挫傷」「腰椎々間板症」などが記載されますが、これらを総称して**腰痛**として取り扱います。

ア 災害性の原因による腰痛

次の要件のいずれも満たし、かつ、医学上療養を必要としている腰痛の場合は、公務災害になります。

- (ア) 腰部に対して、**通常の動作とは異なる動作**による急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたこと（「災害性」といいます。）が、明らかに認められること。
- (イ) (ア)において腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたことが医学的に認めるに足りるものであること。

災害性が考えられる事例

- 重量物の運搬作業中にバランスを崩して転倒したり、重量物を2人で運搬中に1人が滑って荷物をはずしたりしたような、事故的な事由によって重量が瞬時に腰部にかかった場合
- 足場が悪いなどの事情があり、不適当な姿勢をとって重量物を取り扱ったときに、脊柱を支持する力が腰部に異常に作用した場合

災害性が明らかでない事例

- 10kg程度の物を両手で持ち上げ、右方の台へ置くような動作
- 職務遂行中に椅子から立ち上がった時、椅子に腰掛ける動作
- 床に置いてある物をつかむために前かがみになる動作

イ 災害性の原因によらない腰痛

前記アの腰痛のほか、職務の内容によっては、公務と相当因果関係が明らかな場合には公務災害になることがあります。

(ア) 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3ヵ月から数年以内をいう。）従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、公務災害として取り扱います。

- ① 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
- ② 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
- ③ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務
- ④ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

(イ) 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものについては、公務災害として取り扱います。

ウ 公務上外の認定に当たっての一般的留意事項

腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様であるので、傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、業務内容、作業態様（取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等）、作業従事歴、従事期間、当該職員の身体的条件（性別、年齢、体格等）、素因又は基礎疾患等認定上の客観的な条件の把握に努めて下さい。

なお、認定請求の際は、添付資料として「腰痛症発生状況報告書」（P76）が必要です。

エ 治療の範囲・期間

腰痛の既往症又は基礎疾患のある職員に、公務災害による療養として認められる治療の範囲及び期間は、腰痛の発症又は増悪前の状態に回復する（急性症状の消退といえます）までの期

間で、医学上妥当なものに限ります。

オ 頸痛症について

頸痛症（頸部捻挫、外傷性頸部症候群等）についても、素因、基礎疾患等が関与することが多いため、認定の考え方、治療の範囲・期間について腰痛症に準じた取り扱いをする場合があります。

なお、認定請求の際は、添付資料として「頸痛症発生状況報告書」が必要です。

(4) 公務上の疾病としての心臓・脳血管疾患の認定基準

心・血管疾患及び脳血管疾患（心筋梗塞、くも膜下出血、脳梗塞など。以下「心臓・脳血管疾患」という。）の公務上外の認定については、疾病の特殊性から次のように取り扱うこととなっています。

心臓・脳血管疾患は、高血圧等の医学上の危険因子、加齢、性別等の属性、食事、睡眠、家庭生活等の一般生活上の要因、過重な長時間勤務、重労働等の職務上の要因等が、相加・相乗に作用することにより、発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。）等の病態が増悪して、発症に至るものであり、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものとされています。

このため、認定基準（「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」（令和3年9月15日付け地基補第260号地方公務員災害補償基金各支部長あて理事長通知）及び「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について」（令和3年9月15日付け地基補第261号地方公務員災害補償基金各支部事務長あて補償課長通知）においては、心臓・脳血管疾患が公務に起因することが明らかな疾病（公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病）として公務上の災害と認定されるためには、**公務による精神的又は肉体的に過重な負荷が、被災職員が有している発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の病態を加齢や一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、当該疾患を発症するに至らせた**と医学的に認められることが必要とされています。

このような、医学経験則上、高血圧症、血管病変等の病態をいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、心臓・脳血管疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷を、認定基準では「過重負荷」と規定し、公務により過重負荷を受けていたと認められるとともに、過重負荷を受けてから心臓・脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められる場合には、心臓・脳血管疾患の発症に当たって公務が相対的に有力な原因になったもの、すなわち、公務と心臓・脳血管疾患との間に相当因果関係があるものと認められ、公務上の災害と認定することとされています。

なお、具体的要件については、以下のとおりです。

ア 過重負荷について

(ア) 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来

事・突発的事態に遭遇したこと。

ここで、「異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」とは、

- ① 医学経験則上、心臓・脳血管疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合
- ② 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合
- ③ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合
- ④ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に職務に関連して遭遇した場合
- ⑤ 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合

をいいます。

- (イ) 発症前に、通常の日常の職務（当該職員が占めていた職に割り当てられた職務のうち、1日平均概ね8時間1週当たり平均概ね40時間の勤務内に行う日常の職務）に比較して特に過重な職務に従事したこと。

ここで、「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」とは、医学経験則上、心臓・脳血管疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的又は肉体的負荷の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた次の場合等をいいます。

- ① 発症前1週間程度から数週間（「2～3週間」をいう。）程度にわたる、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
- ② 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続）を行っていた場合
- ③ 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続）を行っていた場合

- (ウ) また、上記(イ)の①から③に掲げる時間外勤務の評価の他、

- ① 交替制勤務職員の深夜勤務（22時から翌朝5時までの勤務）中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間数の著しい減少等の職務従事状況
- ② 著しい騒音、寒暖差、寒冷、暑熱等不快、不健康な勤務環境下における職務従事状況
- ③ 緊急呼出による勤務、勤務を要しない日も勤務したことによる連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、拘束時間が長い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務等の勤務時間が不規則な職務への従事状況
- ④ 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務への従事状況
- ⑤ その他、精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況

(例えば、a 責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況 b 機構・組織等の改革、人事異動等による急激、かつ、著しい職務内容の変化等の状況 c 極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況 d 重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況 e 重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下又は緊急事態下における職務従事状況 f 職務に関連してひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる状況等をいう。)

等を評価要因とし、医学経験則に照らして、強度の精神的、肉体的過重性が認められる場合には、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価することとなります。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)の場合において、特に過重な職務等への従事状況の評価は、**被災職員と職種、職務経験及び年齢等が同程度の職員にとっても特に過重な職務に従事したと認められるか否かについて、客観的に行う必要があります。**その際に対比する職員は、心臓・脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程度の職員も含まれています。

(オ) なお、上記(イ)から(エ)の要件の評価については次のとおり取り扱われます。

① 時間外勤務の評価に当たっては、時間外勤務の事実と職務内容等が証明されることが必要であり、事実関係が不明確である場合は評価の対象とされるものではありません。

また、職務上の必要性等から自宅等において作業を行ったとの申立てがある場合、自宅作業は、任命権者の支配管理下になく、しかも、任意の時間、方法及びペースで行うことが可能である作業は要した時間も特定できないことから、原則として勤務公署における時間外勤務と同等に評価されるものではないのですが、職務が繁忙であり自宅で作業をせざるを得ない諸事情が客観的に証明された場合については、例外的に、発症前に作成された具体的成果物の合理的評価に基づき付加的要因として評価されるものです。ただし、申立てがあるのみで具体的成果物のない場合は評価の対象とされるものではありません。

② また、時間外勤務については、発症日から起算して概ね半年間（特別の事情があると認められる場合には概ね1年間）における時間外勤務の状況（時間数、内容及び根拠等）を日ごとに調査し、把握するものですが、週当たりの平均時間外勤務時間数の算出については、過重負荷の評価期間（数週間、1か月間、1か月を超える期間）ごとに1日当たりの時間外勤務時間数を算出し、1週間ごとの総時間外勤務時間数を算出した上で、それを当該評価期間の週数で除して得た週当たり平均の時間外勤務時間数について、当該時間外勤務の内容、時間外勤務の連続性、休日等の取得状況を総合して職務の過重性を評価することとなります。

したがって、上記(イ)の③の「発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続）」については、発症日から過去に遡りながら1週間ずつ順次、期間を延長し（発症日から起算して概ね半年間まで、特別の事情があると認められる場合には概ね1年間まで）、週当たり平均の時間外勤務時

間数を算出した結果、週当たり平均20時間程度以上の時間外勤務を行っていたことが認められれば、その期間内の職務の内容、時間外勤務の連続性、休日等の取得状況を総合評価した上で、公務上災害と認定されることとなります。

- ③ 公務起因性の判断に当たっては、勤務状況、勤務環境等を基礎として、医学経験則に照らして、総合的に判断することとされていますが、公務起因性の判断は、あくまでも通常の日常の職務を基準として、それとの比較において行うこととされており、したがって、通常の日常の職務に従事する上で受ける精神的又は肉体的負荷は、基本的には過重負荷とは認められず、当該精神的又は肉体的負荷による発症については、高血圧症、血管病変等々の自然的経過による発症として捉えられるところです。

イ 症状顕在化までの時間的間隔について

心臓・脳血管疾患は、高血圧症、血管病変等が諸種の原因によって増悪し、発症に至るものですが、高血圧症、血管病変等を自然的経過を超えて著しく増悪させ、発症に至らしめる最大の危険因子は、高血圧等の急激で著しい亢進です。しかし、過重負荷を受けたことにより、高血圧等の急激で著しい亢進があったとしても、それは過重負荷を受けてからの時間の経過に伴い安定してくる性質のものであり、血圧等が安定した後における発症については、高血圧症、血管病変等の自然的経過による発症として捉えられるところです。ただし、過重負荷を長期間継続的に受け続けているような場合においては、疲労が蓄積し、回復も難しいことから、その後の血圧等の安定までに時間を要することも考えられます。

このため、認定基準では、**過重負荷を受けてから症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められる**ことを要件として明示しており、具体的には、医学的知見に基づき、通常は24時間以内に症状が顕在化するが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるとされています。

ここで、「症状の顕在化」とは「自覚症状・他覚症状（前駆症状又は警告症状を含む。）が明らかに認められること」をいいます。なお、心臓・脳血管疾患の発症については、血管の破綻等によって、気分が悪くなったり、意識不明になったり、脳症状を起こしたり、突然死したりさまざまな病態がありますが、どの時期を発症と捉えるかは必ずしも明確とはなっていません。

過重負荷と発症との間の時間的間隔は公務災害の認定上、「公務との相当因果関係」が認められるか否かに関する極めて重要な要件ですので、認定基準において、医学的知見に基づき「症状の顕在化」という概念を導入することにより、諸説を整理したものです。また、「症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もある」とは、脳血管閉塞に由来する脳血栓等、晩発性、遅発性の疾病で症状がゆっくりと増悪し、過重負荷を受けてから自覚症状・他覚症状が認められるまで2日程度以上経過する場合や、例外的に過重負荷の強度の度合によって発症までの時間的間隔が異なる疾病もあることを医学的知見に基づいて示したものです。

- * 職員が公務に関連して心臓・脳血管疾患等を発症した場合には、傷病名、災害発生の状況、災害発生前の職務状況及び定期健康診断の結果等を調べた上、任命権者の公務災害担当者を通じ、基金支部へその取り扱いについて相談してください。

(5) 精神疾患等の公務災害の認定について

地方公務員の精神疾患事案及び自殺事案の認定については、「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号。以下「精神疾患等認定基準」という。）及び「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成24年3月16日地基補第63号地方公務員災害補償基金補償課長通知）に基づき判断することとされています。

ア 対象疾病

世界保健機関（WHO）が定めた疾病及び関連保健問題国際統計分類第10回改訂版（ICD-10）第V章「精神及び行動の障害」に分類される精神疾患のうち、器質性の精神疾患（F0）及び有害物質に起因する精神疾患（F1）を除いたものが対象となります。ただし、それらのうちでも、業務に関連して発症する可能性のある精神疾患は、主に、ICD-10のF2（統合失調症等）、F3（気分（感情）障害）及びF4（神経症性障害等）に分類される精神疾患とされています。

なお、器質性の精神疾患及び有害物質に起因する精神障害（F0及びF1に分類される精神疾患）については、頭部外傷、脳血管疾患、中枢神経変性疾患等の器質性脳疾患に付随する疾病、化学物質による疾病等として認められるか否かを個別に判断します。

また、心身症は対象にはなりません。

イ 認定要件

精神疾患が対象疾病に該当し、かつ、次の要件をいずれも満たして発症したときに、公務上の災害として認めることとされています。

(ア) 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

具体的に、次の①又は②のような事象を伴う業務に従事したことをいいます。

- ① 人の生命にかかわる事故への遭遇
- ② その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

(イ) 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

ウ 認定要件の検討

(ア) 業務による負荷の検討

対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、対象疾病の発症に関与したと考えられる業務による出来事（対人関係のトラブルを含む）が、次の①又は②に掲げる場合に該当するときは、認定要件に該当する事象があったものと判断できるとされています。（業務負荷の検討には、別表「業務負荷の分析表」（P131～P134）を活用する。）

また、検討に当たって、時間外勤務を評価する場合には、その必要性等を客観的な根拠によって判断できる活動については、時間外勤務時間数に加えて評価することができます。なお、業務による負荷を受けたことが認められるか否かは、被災職員が、その出来事及び出来事後の状況を主観的にどのように受け止めたかによって判断するのではなく、同じ事態に遭遇した場合、同種の職員が一般的にその出来事及び出来事後の状況をどう受

け止めるかという観点から判断することとされています。この「同種の職員」とは、被災職員と職種、職、業務経験等が同等程度の職員とされています。

① 人の生命にかかわる事故への遭遇

- a 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- b a に準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合

② その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

- a 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生により、長期間の入院を要する、又は地方公務員災害補償制度の障害補償年金に該当する、原職への復帰ができなくなる若しくは外形的に明らかで日常生活にも支障を来す後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- b 発症直前の2週間程度以上の期間において、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防禦等に従事したと認められる場合（1日当たりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- c bの職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事したと認められる場合
- d 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- e 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- f 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- g 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、bからfまでに準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合
- h 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等を伴う業務に従事したと認められる場合
- i 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事したと認められる場合
- j 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる場合
- k 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応に当たったと認められる場合
- l aからkまでに準ずるような業務による負荷があったと認められる場合

(イ) 業務以外の負荷及び個体側要因の検討

① 業務以外の負荷の検討

対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、被災職員自身の出来事（離婚等の家庭問題、事故・事件、けが・病気等）、被災職員の家族の出来事（配偶者や子どもの死亡・けが・病気等）、金銭関係（財産の損失、収入の減少等）などの業務以外の出来事が認められる場合には、それらの出来事が対象疾病を発症させるおそれのある程度のもものと医学的に認められるか否かについて検討する。

② 個体側要因の検討

精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題（すなわち、過去の学校生活、職業生活等における適応に困難が認められる場合）、アルコール等依存症、性格傾向における偏り（ただし、社会適応状況に問題がない場合を除く。）が認められる場合には、それらの個体側要因が対象疾病を発症させるおそれのある程度のもものと医学的に認められるか否かについて検討する。

(ウ) 公務起因性についての考え方

公務起因性については、検討の結果、「業務による強度の精神的又は肉体的負荷が認められ、かつ、業務以外の負荷及び個体側要因が特段認められない場合」又は「業務による強度の精神的又は肉体的負荷が認められ、かつ、業務以外の負荷及び個体側要因の両方又はそのいずれかが認められるものの、それらが明らかに対象疾病の発症の有力な原因となったとは認められない場合」に該当する場合は、認定要件を満たすものとされます。

エ 精神疾患の悪化の公務起因性

既に公務外で精神疾患を発症して治療が必要な状態にある者については、極めて強い業務による負荷を生じさせる出来事が認められる場合であって、その出来事後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合は、その出来事が悪化の原因であると推認して、悪化した部分について公務起因性を認めるものとされています。

また、極めて強い業務負荷を生じさせる出来事がなくとも、悪化の前に強度の業務負荷が認められる場合には、当該業務負荷、被災職員の個体側要因（悪化前の精神疾患の状況）と業務以外の負荷、悪化の態様やこれに至る経緯（悪化後の症状やその程度、出来事と悪化との近接性、発症から悪化までの期間など）等を十分に検討し、強度の業務負荷によって対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したものと医学的に判断されるときには、悪化した部分について公務起因性を認めるものとされています。

オ 自殺の取扱い

精神疾患が原因で自殺したとして公務災害認定請求のあった事案においては、①公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、かつ、②当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められるときに、自殺についての公務起因性を認めるものとされています。

また、自殺前に医師の診断、診療を受けていない場合にあつては、精神疾患発症の可能性の有無、疾病の性質等について、医学経験則に照らして合理的に推定して判断するものとされています。その際、精神疾患を発症していたと考えられるものの、発症時期の特定が困難な場合には、遅くとも自殺日までには発症していたものと判断するものとされています。

2 通勤災害の認定基準

通勤災害とは、職員が勤務のため¹⁾、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法⁴⁾により行うこと（公務の性質を有するもの（P17～18）を除く。）に起因して起こった災害をいいます。

- (1) 住居²⁾ と勤務場所³⁾ との間の往復
- (2) 勤務場所等から他の勤務場所への移動
- (3) (1)の往復に先行し、又は後続する住居間の移動

したがって、その移動の経路を逸脱⁵⁾ し、又は中断⁶⁾ した場合には、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはなりません。ただし、当該逸脱又は中断が日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害となります。

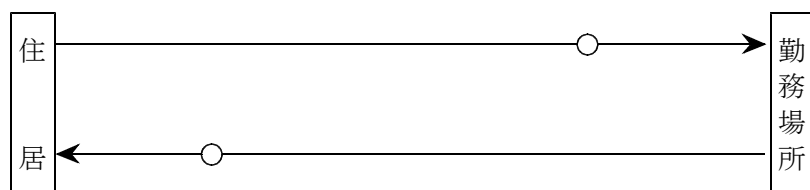
公務災害理論においては、使用者の支配管理性ということが厳格に貫かれており、従って、通勤途上の災害は、通常は、使用者の支配管理下において発生したものではないという意味において、公務災害とは別のものといえます。

しかし、通勤は、勤務につくために必要不可欠の行為であり、勤務とは密接不可分の関係にあります。このため、通勤により発生した災害に対しても、公務災害に準じた補償が行われることとなります。

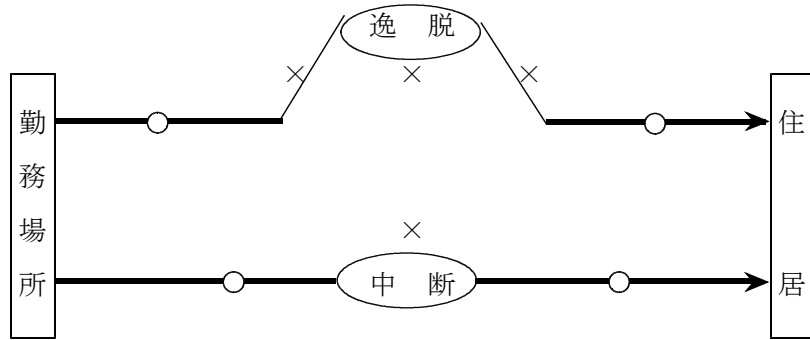
- 1) 「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動のことをいいます。すなわち、当該移動が全体としてみて勤務と密接な関連性をもって行われるものであることを要します。
- 2) 「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいいます。また、単身赴任者等が勤務場所と家族の住む自宅との間を移動する場合における当該自宅は、単身赴任手当の支給を受ける職員その他当該職員と均衡上必要があると認められる職員として認められる合理的な理由があり、かつ、当該移動に反復・継続性が認められる場合には、これに該当します。
- 3) 「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいいます。この場合、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先等もこれに該当します。
- 4) 「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、勤務のための移動を行う場合に、一般に、職員が用いると認められる経路及び方法をいいます。
- 5) 「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいいます。
- 6) 「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

通勤の範囲を図示すると図のようになります。（○＝通勤に該当 ×＝通勤に非該当）

A. 合理的な経路及び方法の場合

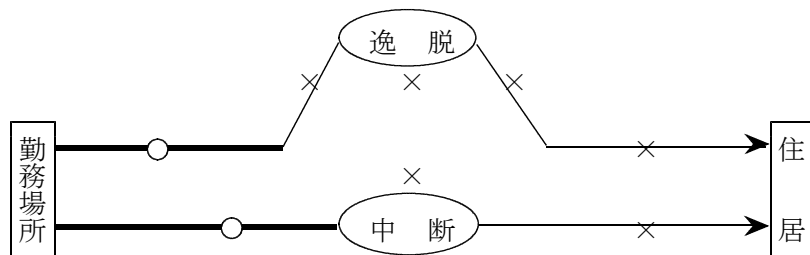


B. 逸脱・中断した場合(日用品の購入等のためである場合)(経路に復した後は通勤とする。)

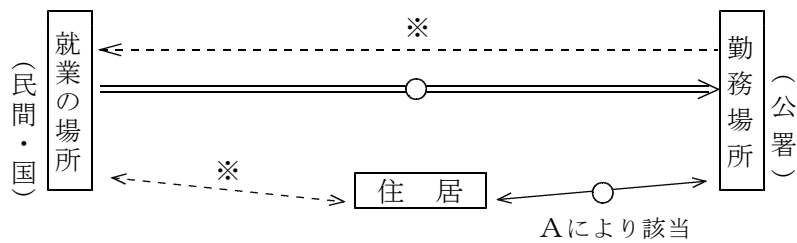


C. 逸脱・中断した場合(日用品の購入等のため以外の場合)

(経路に復したとしても通勤とはしない。)

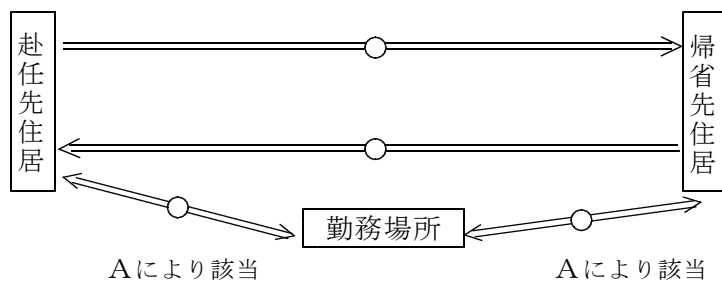


D. 複数就業者の就業の場所から公署への移動(無許可兼業等に係る移動については除く。)である場合。



※「公署」から「民間・国」への移動及び「就業の場所」と「住居」間の移動については、労災保険制度等の取り扱いが検討されることとなる。

E. 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動である場合。



通勤災害の対象となる通勤の範囲事例

事 項	通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
勤務のため	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤の途中で作業衣，定期券等，勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気づき，これを取りに戻る場合 ○交通途絶，スト等の交通事情により，許可を受けて引き返す場合 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において，住居との間を往復する場合 ○遅刻して出勤し，又は早退する場合（勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。） ○単身赴任者が月曜日からの勤務に備え，日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○出勤途中で自己都合により引き返す場合 ○休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を移動する場合 ○任意参加の親ぼく会等に参加する場合 ○勤務終了後相当時間にわたり囲碁，将棋等私用を弁じた後帰宅する場合 ○単身赴任者が日曜日の私的な用事のため，土曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）
住 居	<ul style="list-style-type: none"> ○家族と共に生活している家等，通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために，又は長時間の残業，早出出勤等に備えて設けた宿泊場所 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館，ホテル等 ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方出身者の一時的帰省先 ○単身赴任者等が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居 ○家族と共に郷里の実家に行き，そこから出勤する場合の当該実家
勤 務 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○同僚との懇親会，同僚の送別会の会場
合 理 的 な 経 路	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経路の合理的解釈によるもの <ul style="list-style-type: none"> ○定期券による経路 ○通勤届による経路 ○定期券又は通勤届による経路ではないが，通常これと代替することが考えられる経路 (2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 	

事 項	通 勤 災 害 と す る 事 例	通 勤 災 害 と し な い 事 例
合理的な経路	<ul style="list-style-type: none"> ○経路上の道路工事等，当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○事故，スト等の場合の代替輸送機関による経路 ○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路 ○誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路 ○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路 (3) その他 ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事情によらず，著しく遠回りとなる経路
合理的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○電車，バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。），自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ○飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合

事 項	逸脱又は中断に該当するが，日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し，経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し，経路に復したとしても通勤とはしない事例
逸脱又は中断	<p>(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為 〔日用品に該当するもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン，米，酒類等の飲食料品 ・家庭用薬品 ・下着，ワイシャツ，背広，オーバー等の衣料品 ・石油等の家庭用燃料品 ・身廻り品 ・文房具，書籍等 ・電球，台所用品等 ・子供の玩具 	<p>〔日用品に該当しないもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・装飾品，宝石等の奢侈品 ・テレビ，冷蔵庫，ピアノ，自動車，机，たんす等の耐久消費財 ・スキー，ゴルフ等のスポーツ用品

事 項	逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例
逸 脱 又 は 中 断	<p>○学校教育法第134条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上の修業期間を定めて行われるもの</p> <p>○上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練</p> <p>(3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為</p> <p>〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為〕</p> <p>○人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為</p> <p>〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為〕</p> <p>○接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為</p> <p>○家族の見舞い等のため病院等に立ち寄る行為</p> <p>(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為</p> <p>〔選挙権の行使に該当する行為〕</p> <p>○衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長等の選挙の投票に行く行為</p> <p>〔選挙権の行使に準ずる行為〕</p> <p>○最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為</p> <p>○地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為</p> <p>○地方自治法第74条、第75条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為</p>	

事 項	逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例
逸 脱 又 は 中 断	<p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>ロ 職員との間において事実上、子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</p> <p>○歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合</p> <p>○人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎたてる等の状況にある祖父が、施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合</p>	<p>○単に様子を見に行く場合</p> <p>○通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合</p>

3 第三者加害事案

(1) 第三者加害事案の内容

第三者加害事案とは、補償の原因である災害が第三者の不法行為によって生じた場合をいい、「交通事故」、「公務執行妨害」、「校内暴力事故」及び「飼犬による咬傷事故」などが典型的な事例です。

第三者とは、被災職員が被った災害に関し民事上の損害賠償の責に任ずる者であって、被災職員及びその職員の所属する地方公共団体並びに基金以外の者です。例えば、第三者になると考えられるのは、次の者です。

- ① 事故の直接の加害者（民法第709条）
- ② 責任無能力者の監督義務者及び監督者（民法第714条）
- ③ 業務中の従業員の加害行為における使用者及び事業監督者（民法第715条）
- ④ 動物の占有者及び管理者（民法第718条）
- ⑤ 共同不法行為者（民法第719条）
- ⑥ 自動車の運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）
- ⑦ 被災職員の属する地方公共団体以外の国又は地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）

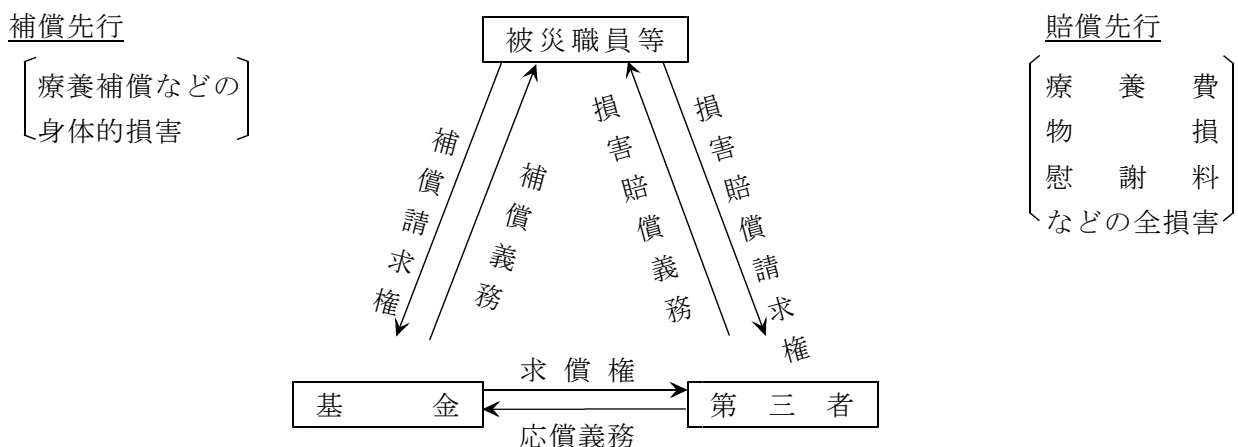
事故の直接の加害者が第三者になるのが一般的ですが、その他にも加害者の使用者や運行供用者等も同時に第三者となる場合もあります。その場合には、複数の債務者が連帯して損害賠償義務を負うことになるので、第三者が複数いることも少なくありません。

また、職務遂行中の同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合の同僚職員も第三者の範囲に含まれます。

しかし、柔道訓練中に負傷した場合等は、相手に故意や重大な過失が認められない限り、正当行為として是認され、第三者加害事案にはなりません。また、被災職員の一方向的な過失により生じた追突事故の場合で、相手が無過失の場合は第三者加害事案になりませんが、被災職員の過失が大きくても相手方にも過失が認められる場合には第三者加害事案に該当します。

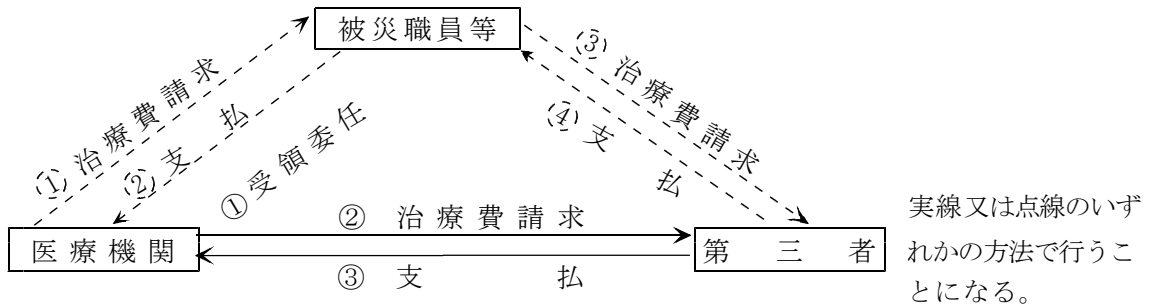
(2) 「賠償先行」と「補償先行」

第三者加害事案の場合、損害を受けた被災職員又はその遺族（以下「被災職員等」という。）は、基金に対して災害補償請求権を取得するとともに、一方では第三者に対して、民法・自動車損害賠償保障法等に基づく損害賠償請求権も取得することになります。



「賠償先行」とは

第三者加害事案において、基金が補償する前に第三者から損害賠償を受けるもので、基金ではこの方法を原則としています。



これは第三者加害行為による損害を補てんする義務が最終的には第三者にあること、また「賠償先行」により損害の補てんの迅速性が図られるとともに、災害補償では支給されない慰謝料及び物損等の損害についても請求できるなどの利点があるからです。

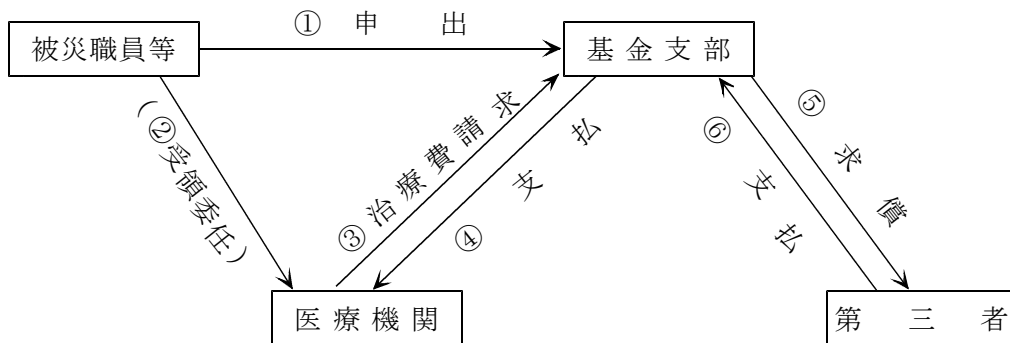
特に、交通事故については、すべての自動車に自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）に加入しており、たとえ第三者に資力がなくてもこの過失が認められれば、この自賠責保険等から支払いを受けることができます。

「補償先行」とは

第三者加害事案については賠償先行が原則ですが、第三者に全く誠意がない場合や賠償能力がない時などは、被災職員等が損害賠償を受けることが困難になるので、被災職員等の申出に基づき、基金が第三者に先立って支払うことをいいます。

なお、補償先行を行うことにより、第三者が損害賠償責任を免れるということはありません。この場合、「補償先行申出書」、「確約書」及び「交渉経過報告書」の提出を求める場合があります。

（確約書が提出できない場合、「確約書提出不能理由書」を作成。）



(3) 「求償」と「免責」

求償とは、補償先行した場合、基金が補償を行った価額の限度において、被災職員等が第三者に対して持っている損害賠償請求権（以下「求償権」という。）を代位取得し、それに基づき第三者に支払いの請求をすることをいいます。

免責とは、被災職員等が第三者から補償の事由と同一の事由による損害賠償を受けた場合に、基金がその価額の限度において補償の義務を免れることをいいます。

〔基金の補償と第三者からの損害賠償の組合せ例〕

(基金での補償項目)

(第三者からの損害賠償の項目)

療 養 補 償		治 療 費
介 護 補 償		介 護 料
休 業 補 償		休 業 損 害
傷 病 補 償 年 金		
障 害 補 償		後 遺 障 害 に よ る 逸 失 利 益
遺 族 補 償		死 亡 に よ る 逸 失 利 益
葬 祭 補 償		葬 儀 費
		慰 謝 料
		物 損
		そ の 他

(4) 第三者加害事案の認定請求等の留意事項

1 第三者加害 災害発生後	<p>次の点をチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 加害者に故意又は過失があるか② 加害者に責任能力（自己の行為の法律上の責任を弁識しうる精神能力）があるか。③ 被災職員の権利を違法な行為により侵害しているか（加害行為の違法性）④ 損害が加害行為によって生じたか（加害行為と結果発生との相当因果関係）
2 受診時	<p>第三者及び医療機関に「公務災害」（又は「通勤災害」）の手続きをとる旨、口頭で伝える。</p>
3 認定請求時	<p>(1) 認定請求書に次の書類が添付されているかチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 第三者加害報告書② 念書（兼同意書）（内容をよく読んでおくこと）③ 事故発生状況報告書④ 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの） <p>(2) 上記①の第三者加害報告書に、相手方の自動車保険に関する事項、提出時現在の示談の状況、及び治療費の取扱いがどうなっている（予定）か、相手方が負担する（している）等を記入すること。</p> <p>※ 補償先行の場合、事前に基金支部と協議の上、「補償先行申出書」、「確約書」及び「交渉経過報告書」を提出する場合があります。（確約書が提出できない場合、「確約書提出不能理由書」を作成。）</p> <p>(3) その他、不明な点は基金支部に協議すること。</p>
4 認定通知後	<p>賠償先行の場合</p> <p>第三者が療養費等、一切を直接負担する場合は、示談締結後、示談書の写（損害項目ごとに金額を明示したもの）及び免責報告書を提出すること。</p> <p>加害者の都合で補償先行を希望する場合</p> <p>第三者に、公務災害（又は通勤災害）の取扱いとなった旨を、認定通知書を提示して知らせ、以後基金が補償を行った場合はその範囲内で基金から求償がある旨伝え、示談締結後、示談書の写を提出すること。</p>

4 故意の犯罪行為又は重大な過失の決定

①被災職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、公務上の負傷・疾病や通勤による負傷・疾病若しくはこれらの原因となった事故(以下「事故」という。)を生じさせ、又は②正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷・疾病・障害や通勤による負傷・疾病・障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、当該職員の行為を「重大な過失」として決定し、被災職員に係る休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償については、その全部又は一部の支給を行わないことができます。

(1) 該当事例

ア 職員が法律、命令等に定める危険防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合

(例) 公用車を運転中、煙草を取るため片手ハンドルでわき見運転をしていたため、センターラインをオーバーして対向車と衝突し、相手方を負傷させた場合。

イ 勤務場所における安全衛生管理上取られた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合

(例) 休憩所内で衣服を乾かすため、ストーブを点火したまま灯油を注入し、火が燃え上がって負傷した場合

ウ 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

(例) 清掃車のステップ乗車禁止を常日頃から厳しく注意されていながら、ステップ乗車して清掃車から振り落とされ、負傷した場合

(2) ただし、当該職員の行為に「宥恕(ゆうじょ)事由」が認められる場合(当該職員の行為にやむをえない理由がある場合)は、重大な過失とは決定しません。

(3) 重大な過失の決定による支給制限

「重大な過失」として決定された場合、次のような支給制限が行われます。

ア 補償制限の内容

(ア) 前記①の場合、療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その支給すべき休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減額します。

(イ) 前記②の場合、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき休業補償又は予後補償を受ける者にとっては10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償又は予後補償を、傷病補償年金を受ける者にとっては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行いません。

イ 福祉事業の支給の制限

傷病補償年金又は障害補償を補償制限し減額して支給する場合には、傷病特別支給金、障害特別支給金、傷病特別給付金又は障害特別給付金の額についても、その100分の30に相当する額を減額します。

これは、被災職員に故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合については、過失相殺的な考え方を取り入れ、使用者の無過失責任の一部を免除し、責任分配の公平を図るとともに災害の防止等について職員の注意を喚起する効果を考慮したものです。

5 特殊公務災害

警察官、消防吏員等の職員が、その生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下において職責上あえて自らの職務（地方公務員災害補償法施行令第2条の3第2項の表の下欄に掲げる職務）を遂行して、公務上の災害を受けた場合に、特殊公務災害と認定されると、傷病補償年金、障害補償、遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について、特例的に加算措置を行います。

6 不服申立て等

(1) 補償に対する不服について

ア 審査請求

支部は、被災職員又は遺族の請求に基づいて公務災害、通勤災害の認定や各種補償の決定等を行いますが、これらの処分に対して不服がある場合には、被災職員又はその遺族は「支部審査会」に対し審査請求をすることができます。

また、支部審査会の裁決に対し不服がある場合には本部の「審査会」に対し再審査請求をすることができます。

イ 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる処分は、基金が行う補償に関する決定であって、具体的には次のようなものがあります。

- (ア) 公務外の認定
- (イ) 通勤災害非該当の認定
- (ウ) 各種補償の不支給決定
- (エ) 障害等級の決定
- (オ) 補償の受給権者の決定

ウ 審査請求の方法

審査請求については、行政不服審査法の規定が適用され、この規定により審査請求制度は運用されています。

従って、支部審査会への審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、また、支部審査会の裁決に対して更に本部の「審査会」に再審査請求を行うときは、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、それぞれ書面を提出しなければなりません。

なお、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会の裁決がないときは、本部の「審査会」に対して再審査請求できることとされています。

エ 訴えの提起

支部審査会の裁決に対して不服がある者又は本部の「審査会」の裁決を経てもなお不服がある者は、行政事件訴訟法の定めるところにより、支部審査会又は本部の「審査会」の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、「処分の取消しの訴え」を提起することができることになっています。

ただし、審査請求した日の翌日から起算して3か月を経過してもなお裁決がないときは、裁決を経ないで訴えを提起することが可能であり、また、再審査請求をした場合には、本部の「審査会」の裁決を経る前にも同様に、取消しの訴えを提起することができます。

(2) 福祉事業に関する不服の申出について

福祉事業に関する決定については、行政不服審査法に規定する処分とは認められないため、

支部審査会又は本部審査会に審査請求することはできません。しかし、当該決定を行った支部長に対し不服を申出ることができ、また、支部長は申出に理由があると認めるときは適切な処置をとらなければならないこととされています。

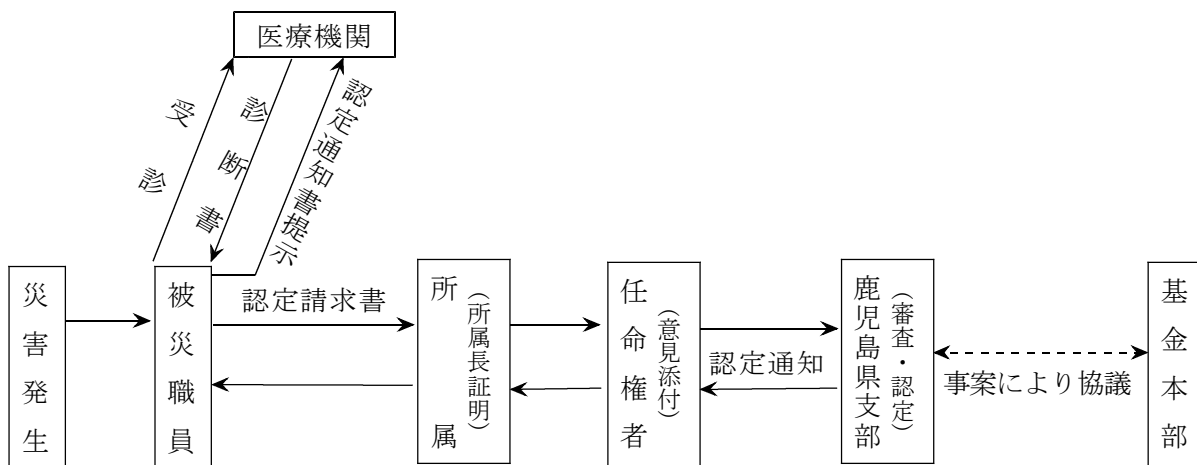
第3章 公務災害及び通勤災害の認定請求

1 認定請求の手続

基金の行う補償は、被災職員等からの請求に基づいて行うこととされています。したがって災害が発生すると、被災職員等は地方公務員災害補償基金鹿児島県支部長（以下「支部長」という。）に対して、所属及び任命権者を經由して、当該災害が公務上の災害又は通勤による災害であることの認定請求を行い、支部長の認定を受けたうえで、各種の補償請求を行うこととなります。記載事項は、ありのままの事実が具体的に記載されている必要があり、単なる推定、憶測に基づく記入は誤認定の原因ともなるので厳に慎まなければなりません。

（地方公務員災害補償法第25条第2項）

◇認定請求の手続概略図◇



2 所属長の証明

所属長は、災害の発生に伴い被災職員の災害発生状況等について、当該災害発生状況等の証明を行うこととされています。したがって、災害の発生状況を詳しく事実調査し、正確かつ公正な状況を把握した上で証明を行う必要があります。

（地方公務員災害補償基金業務規程第7条第2項）

3 任命権者の意見

支部長は、公務上の災害又は通勤による災害かどうかを認定するにあたっては、任命権者の意見をきくこととされています。任命権者は、災害が発生し、被災職員等からの認定請求に伴い、当該災害が公務上の災害かどうか、通勤災害に該当する災害かどうかの任命権者の意見を認定請求書に付す必要があります。

（地方公務員災害補償法第45条第2項）

4 被災職員等に対する援助，協力

認定請求は，被災職員等の請求に基づくものでありますが，現実には，その傷病等のために手続をとれない場合がありますので，認定請求にあたっては，各所属において書類作成，関係資料の整備等を行い，被災職員等への積極的な援助，協力を努め，認定請求を迅速に行う必要があります。

(地方公務員災害補償法施行規則第49条第1項)

5 認定及び通知

(1) 認定

被災職員等から任命権者を通じて提出された認定請求書を受理した基金支部は，認定請求書，添付資料をもとに請求内容を検討し，公務上外，通勤災害該当・非該当を認定します。

認定に至るまでの審査は①災害の事実確認，②認定基準の適用の2つの過程から成り立っています。

① 災害の事実確認

災害の事実確認は，原則として認定請求書や添付資料による書類での審査です。ですから記載内容に不明確なところがあれば，当然それが認定に影響を及ぼすことになります。認定請求に際しては，提出書類（認定請求書，診断書，現認書又は事実調査書，その他の添付資料）の確認が必要となります。また，提出された後に審査の過程で不足する資料等がある場合には，任命権者を經由して照会することもあります。その際には，できるだけ迅速かつ的確な対応をしてください。

② 認定基準の適用

確定された事実に基づいて，請求された災害を認定基準に照らし認定をします。認定は，通常は基金支部限りで行われますが，理事長に協議すべき事案等については，本部の意見を聞かなければなりませんので，認定までに日数を要します。

(2) 認定の通知

認定を行った基金支部は，その結果を認定通知書によって，任命権者及び認定請求者に通知します。

認定通知書には，公務上外又は通勤災害該当・非該当が明示してあり，認定番号が付してあります。この認定番号は，公務上又は通勤災害該当の場合は，後の補償請求の際，認定された災害を特定するものとして一貫して使われますのでいつでもわかるようにしておいてください。また，認定請求者に対しては認定通知書とともに，補償の種類とその内容を簡略に記した「災害補償のしおり」及び「療養補償請求書」「治ゆ報告書」「転医届」等を任命権者を通じて送付します。公務災害事務担当者は公務上又は通勤災害該当の認定通知があった場合は，必要な補償について，直ちに請求手続を行うよう指導してください。

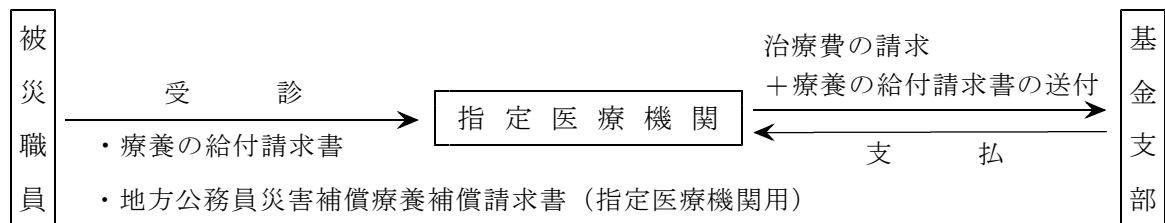
第4章 療 養 補 償

療養補償は、その受けた災害が公務災害又は通勤災害である旨の認定を基金から受けた者に対して行われます。

1 請求方法

(1) 指定医療機関の場合

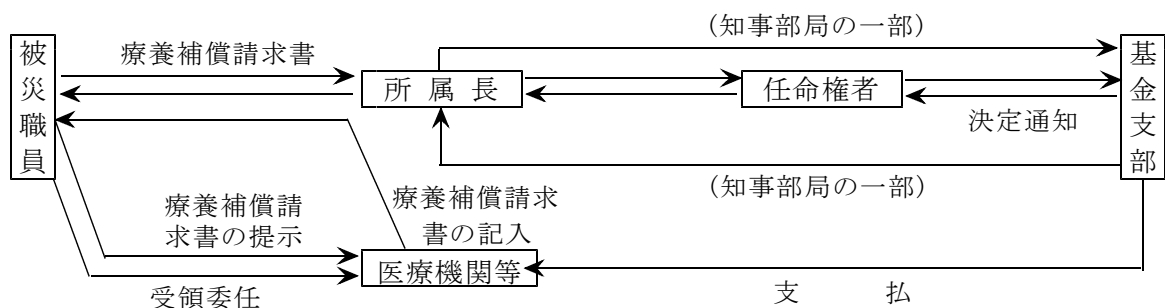
基金があらかじめ指定した指定医療機関(P52参照)で被災職員が治療を受けた場合、これに要した費用を指定医療機関との契約に従い、直接基金が指定医療機関に支払います。つまり現物補償の方法であり請求の方法もごく簡単です。この方法は、「療養の給付請求書」及び「地方公務員災害補償療養補償請求書(指定医療機関用)」(P108～109参照)を指定医療機関へ提出することによって行います。



(2) 指定医療機関以外での療養の場合(受領委任払い)

指定医療機関以外の医療機関等で治療等を受けた場合、被災職員がその費用の「受領を医療機関等へ委任」することにより、基金は直接医療機関等に治療費を支払います。この方法により請求する場合は、被災職員が「療養補償請求書」(P94～95, 97～98参照)を所属長及び任命権者を經由して基金に提出します。

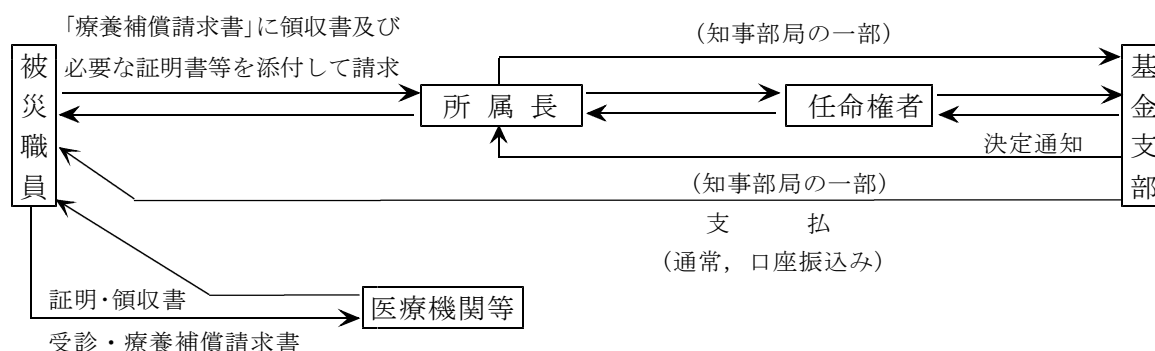
また、療養補償請求書中の「受領委任」の欄の記載が必要です。



(3) 被災職員が治療費等を支払った場合(本人請求)

治療等にかかった費用等を直接被災職員が支払った場合は基金から被災職員に当該費用等を支払います。

この方法により請求する場合は、医療機関等から必要な証明及び領収書等を受け取った後、「療養補償請求書」（P99～101参照）に添付し所属を經由し基金に提出してください。



2 療養補償の範囲等

補償の対象となる療養の範囲は、次に掲げるもので療養上相当と認められるものであり、その内容は、個々の傷病に則して医学上、社会通念上妥当と認められるものに限られます。健康保険の対象外となるものは、原則として療養補償の対象外となります。

療養補償の範囲	補償の基準	添付書類
(1) 診察 ① 医師及び歯科医師の診察（往診を含む。） ② 療養上の指導及び監視 ③ 診断上必要なあらゆる化学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査及びその他の検査 ④ 診断書、処方箋その他意見書等の文書	○ 診断書の文書料は、補償の実施上（支部長に提出するため）必要な文書に限られます。よって服務上の必要から、任命権者に提出する診断書はこれに含まれません。（原則として各1通が認められます。）（消費税非課税対象です。）	領収書（指定医療機関で受診し指定医療機関が基金に請求する場合や医療機関等に受領委任する場合は不要です。以下同じ）
(2) 薬剤又は治療材料 ① 内用薬及び外用薬の支給又はガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木等の治療材料の支給 ② 売薬のうち医師が必要と認め、具体的指導に基づいて行われたものの支給 ③ 便器、氷のう、水まくら、ゴム布等の療養器材 ④ 歯科補綴	○ 医師が療養上必要と認めたものに限られます。しかし、日常生活に一般に必要とされる用品（例えば、洗面器、コップ、タオル等）については、原則として認められません。 ○ 松葉づえ、コルセット、固定装具等は「福祉事業」と重複しますが、医療上必要な場合は、療養補償の対象となります。	医師の証明書 領収書

療養補償の範囲	補償の基準	添付書類
<p>(3) 処置、手術その他の治療</p> <p>① 包帯の巻替、薬の塗布、患部の洗淨、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置</p> <p>② 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔</p> <p>③ その他の治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等 ・温泉療法、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等で医師が必要と認めたもの 	<p>○ 熱気療法や温浴療法等は医学上必要と認められ、治療効果が期待できるもので医師の指導のもとに行うものに限られます。</p> <p>○ 柔道整復師による脱臼又は骨折の患部に対する応急手当、打撲又は捻挫の患部に対する施術は、柔道整復師限りで行うことができます。</p> <p>○ マッサージ、はり、きゅう等については、医師が必要と認めたものに限られます。</p>	<p>医師の証明書（理由、期間の記載が必要です。） 領収書</p> <p>医師の同意書又は施術録（医師の同意を得た旨の記載が必要です。）</p> <p>医師の同意書（支部様式P105）</p>
<p>(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>① 居宅における療養上の管理 居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る。）に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理</p> <p>② 居宅における療養に伴う世話その他の看護</p> <p>ア 居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む。）</p> <p>イ 重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む。）の看護を要するものと認めた場合の看護料（アに掲げるものを除く。）</p>	<p>○ 看護は、医療機関が行う在宅患者訪問看護等で、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づく内容を対象とします。「看護を要するものと認めた場合」とは医師が必要と認めた次のような場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護師等が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要があると認めた場合 ・ 病状は必ずしも重篤ではないが手術等により比較的長時間にわたり、看護師等が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要があると認めた場合 ・ その他体位変換又は床上起座が常時不可又は不能であるもの、食事及び用便について常時介助を必要とするもの等で、看護師等の看護が特に必要、かつ、相当と認めた場合 	<p>療養補償請求書の「訪問看護事業者の証明」又は看護証明書（支部様式P104） 領収書</p>
<p>(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>① 病院又は診療所への入院</p> <p>ア 入院（入院に伴う食事を含む。）</p> <p>イ 入院中死亡した場合の死体の安置</p>	<p>○ 特別室使用料は、個室又は上級室に被災職員を収容せざるを得ないと認められる事情の存する期間に限られ、使用料は社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で被災職員が実際に負担した額が対象になります。なお、個室とは1人、上級室とは2人以上の患者を収容する室で普通室以上のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 療上他の患者から隔離しなければ適切な診療を行うことができない 	<p>特別室使用証明書（支部様式P96） 領収書</p>

療養補償の範囲	補償の基準	添付書類
<p>② 病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護</p> <p>ア 重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む。）の看護を要するものと認めた場合の看護料</p> <p>イ 看護師又はこれに代わって看護を行う者を得られなかったためにこれに代わって家族が付添った場合は、その付添の費用</p>	<p>いと認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げると認められる場合 ・ 被災職員が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養させる必要があると認められる場合 ・ その他特別な事情があると認められる場合 <p>○ 看護料は、医師が必要と認めた次のような場合に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護師等が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要があると認めた場合 ・ 病状は必ずしも重篤ではないが手術等により比較的長時間にわたり、看護師等が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要があると認めた場合 ・ その他体位変換又は床上起座が常時不可又は不能であるもの、食事及び用便について常時介助を必要とするもの等で、看護師等の看護が特に必要、かつ、相当と認められた場合 	<p>看護証明書 (支部様式P104) 領収書</p>
<p>(6) 移送</p> <p>① 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中他の病院、療養所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊料</p> <p>② 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費</p> <p>③ 独歩できない場合の介護付添に要する費用</p> <p>④ 災害の発生場所、病院又は診療所などから自宅までの死体運搬の費用</p> <p>⑤ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの</p>	<p>○ 移送費は、療養上必要、かつ、相当なものに限られ、交通手段としては電車、バス等の交通機関によるものとし、タクシー等の利用は医師の判断はもとより傷病の部位及び状況、地理的条件及び当該地域の交通事情等を総合的に勘案し、やむを得ず利用しなければならないと認められた場合に限り、社会通念上妥当と認められる額の範囲内で実際に負担した額が支給されます。また、やむを得ず友人等の自家用車を利用して謝礼等を支払った場合においても、同様です。</p>	<p>移送費証明書 (支部様式P102～103) 領収書</p>

3 地方公務員災害補償基金指定医療機関一覧表

(令和6年4月1日現在)

病 院 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
鹿 児 島 大 学 病 院	890-8520	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111
鹿 児 島 市 立 病 院	890-8760	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000
済 生 会 鹿 児 島 病 院	892-0834	鹿児島市南林寺町 1-11	099-223-0101
鹿 児 島 赤 十 字 病 院	891-0133	鹿児島市平川町2545	099-261-2111
国立病院機構鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151
鹿 児 島 厚 生 連 病 院	890-0062	鹿児島市与次郎 1-13-1	099-252-2228
国立病院機構指宿医療センター	891-0498	指宿市十二町4145	0993-22-2231
県 立 薩 南 病 院	897-0001	南さつま市加世田村原4-11	0993-53-5300
枕 崎 市 立 病 院	898-0034	枕崎市日之出町230	0993-72-0303
南 さ つ ま 市 立 坊 津 病 院	898-0102	南さつま市坊津町泊19	0993-67-1141
済 生 会 川 内 病 院	895-0074	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221
出 水 総 合 医 療 セ ン タ ー	899-0131	出水市明神町520	0996-67-1611
出水総合医療センター高尾野診療所	899-0401	出水市高尾野町大久保3816-28	0996-82-0017
出水総合医療センター野田診療所	899-0501	出水市野田町上名6103	0996-84-2023
県 立 北 薩 病 院	895-2526	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511
国立病院機構南九州病院	899-5293	姶良市加治木町木田1882	0995-62-2121
県 立 姶 良 病 院	899-5652	姶良市平松6067	0995-65-3138
国立療養所星塚敬愛園	893-8502	鹿屋市星塚町4204	0994-49-2500
県 民 健 康 プ ラ ザ ー 鹿 屋 医 療 セ ン タ ー	893-0013	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101
国立療養所奄美和光園	894-0007	奄美市名瀬和光町1700	0997-52-6311
県 立 大 島 病 院	894-0015	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611

第5章 治 ゆ

1 治ゆの時期

地方公務員災害補償法上でいう「治ゆ」とは、次の場合をいいます。

(1) 傷病が完全に治った場合（完全治ゆ）

(2) 症状が固定して、もはや医療効果が期待できなくなった状態又は慢性症状に移行した状態の場合（症状固定）

なお、同一の事故によって2以上の傷病が生じた場合には、その全部が「完全治ゆ」又は「症状固定」となった時をもって「治ゆ」とします。

また、急性症状のみを公務又は通勤による災害と認定されたものについては、急性症状が消退したと認められる時期をもって「治ゆ」とします。

2 治ゆ報告書

傷病が治ゆした場合には、速やかに「治ゆ報告書」を所属長及び任命権者を經由して支部長へ提出してください。

また、支部長は、おおむね6か月以上にわたって療養の請求のない場合には、当該傷病の状況その他必要な事項を適宜被災職員に直接又は所属長及び任命権者を通じて調査します。

3 治ゆの認定

支部長は、「治ゆ報告書」に基づき治ゆの認定をしますが、基金の調査により治ゆが確認された場合は、「治ゆ報告書」の提出がない場合でも、治ゆの認定を行う場合があります。

なお、治ゆの認定後にその傷病に残存した疼痛等に対し、いわゆる対症療法が行われる場合の療養補償は支給されませんが、地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付を受けることができます。

治 ゆ 報 告 書 (見本)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方公務員災害補償基金鹿児島県支部長 殿

被災職員 { 所属団体名 ○○市
所属部局名 ○○部 ○○課
氏 名 鹿児島四郎

下記の災害については、「治ゆ」しましたので報告します。

認 定 番 号	○○○○ — ○○○○	
災害発生の日時	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
傷 病 名	左肩鎖関節脱臼	
治 ゆ 年 月 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
<p>※ 上記年月日について、該当する□に✓印を記入すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 最終受診日</p> <p><input type="checkbox"/> 最終受診日でない</p> <p>(治ゆ年月日とした理由：)</p>		
医療機関	所在地	○○市○○町○番地
	名 称	○○病院
治 療 費	<input checked="" type="checkbox"/> 公務災害補償 <input type="checkbox"/> 共済組合給付 <input type="checkbox"/> 第三者(自賠保険等を含む)	
後 の 遺 状 症 況	(障害補償の対象となると思われる後遺症の) 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
共 済 組 合 等	地方職員共済 警察共済 公立学校共済 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村職員共済 全国健康保健協会 国民健康保険	
<p>上記報告について確認しました。</p> <p style="text-align: right;">令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日</p> <p style="text-align: right;">(所属長) ○ ○ ○ ○</p>		

- (注) 1 この報告書は、傷病が治ゆしたときに所属機関を経由して支部長あてにすみやかに提出してください。
- 2 「治ゆ」とは、完全治ゆのみでなく、症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合を含みます。また、「急性症状消退まで」の条件がついている場合は、急性症状が消退した段階で治ゆしたものとします。
- 3 医療機関の欄は最後に診療を受けた医療機関名を記入してください。
- 4 治療費、後遺症の状況欄は、該当するものに○印をしてください。
- 5 共済組合等の欄は、該当するものに○印をしてください。

第6章 再発及び傷病名追加

1 再 発

(1) 再発の定義

再発とは、いったん治ゆの認定を受けた後に、当初の傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至ったことをいいます。

再発と認められるのは、次の場合です。

ア 傷病がいったん治ゆした後に、私的な原因もなく、自然的経過により症状が悪化した場合
イ 当該傷病について、もはや医療効果が期待できないために治ゆと認定された後に、医学の進歩等により医療効果が期待されるようになった場合

したがって、傷病が治ゆした後に別の災害を受けた場合、あるいは治ゆ認定に瑕疵があり、実際にはまだ治っていない場合は、ここにいう「再発」には当たりません。

初発傷病と再発傷病とは必ずしも同一の傷病名であることを要しません。また、初発傷病の原因となった事故と相当因果関係をもって発症した傷病についても、再発として取り扱います。

再発傷病について必要な補償を受けるためには、改めて認定請求を行うこととなります。

(2) 認定請求の手続

認定請求は、公務又は通勤災害認定請求書の上部左余白に「再発」と朱書きしてください。

ア 認定請求書の「災害発生の状況」欄には、主として次の事項を記入します。

- 災害の概要及び認定番号・認定済傷病名・治ゆ年月日
- 当初傷病の治ゆ時から再発傷病発生時までの症状及び行動の経過並びに傷病の現状
- 治ゆ後、私的な事由により同一部位を痛めた事実の有無

イ 添付資料

- 診断書…再発傷病名、傷病の部位及びその程度の外に、再発傷病と初発傷病（又は災害）との関係について医師等の所見が記入してあるもの。
- 負傷部位図
- 同意書
- 定期健康診断の記録の写し等

なお、事案によって、これ以外にも認定上必要な書類の提出を求めることがあります。

2 傷病名追加

(1) 傷病名追加の定義

認定請求を行った後、治ゆの認定を受ける前までの間に、当初の災害と相当因果関係をもって傷病が新たに生じ、その傷病に関し療養を必要とする場合をいいます。

傷病名追加と認められるのは次の場合です。

ア 本来診断されるべき傷病が、当初の診断書に記載されていなかった場合

イ 既に認定請求をした傷病に起因して、療養中に新たに別の傷病が発生した場合

追加された傷病について必要な補償を受けるためには、改めて認定請求を行うこととなります。

(2) 認定請求の手続（P88～P92参照）

認定請求は、公務又は通勤災害認定請求書の上部左余白に「傷病名追加」と朱書きしてください。

ア 認定請求書の「災害発生の状況」欄には、主として次の事項を記入します。

- 災害の概要及び認定番号・認定済傷病名
- 災害発生時から追加認定請求時までの自覚症状の経過及び療養状況
- 被災後、私的な事由により同一部位を痛めた事実の有無

イ 添付資料

- 診断書（追加認定請求用）……追加の傷病名、傷病の部位及びその程度の外に追加の傷病と当初の傷病（又は災害）との関係について医師等の所見が記入してあるもの。
- 負傷部位図
- 同意書

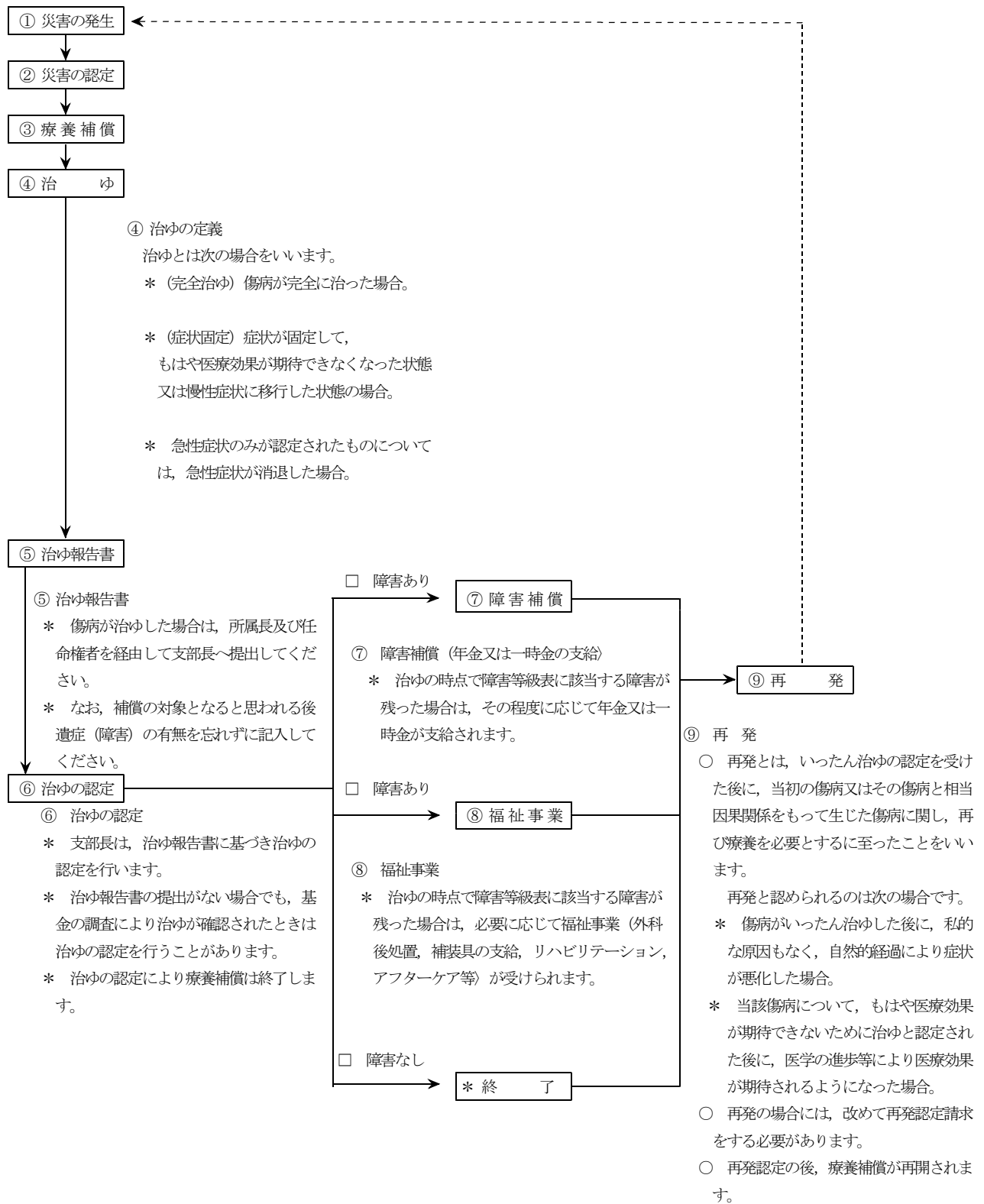
なお、事案によって、診断書以外にも認定上必要な書類の提出を求めることがあります。

第7章 受給権者の主な報告義務等一覧表

補償の種類	対象者及び義務の内容	様式	根拠規定
療養補償	1 療養の開始後1年6か月を経過した日において、傷病が治っていない者は、1か月以内に報告書を提出しなければならない。 2 負傷又は疾病が治った場合	1 療養の現状等に関する報告書 (様式第38号) 2 治ゆ報告書 (P54参照) (支部所定様式)	施行規則第35条の2 業務規程第24条の3
年 金 た る 補 償	傷病補償年金 次に掲げる場合には、届け出なければならない。 1 負傷又は疾病が治った場合 2 障害の程度に変更があった場合	1 治ゆ報告書 (P54参照) (支部所定様式) 2 特に指定なし (診断書を添付)	施行規則第37条第1項
	障害補償年金 障害の程度に変更があった場合は届け出なければならない。	障害補償変更請求書 (様式第13号) (障害程度診断書を添付)	同 上
	遺族補償年金 次に掲げる場合には、届け出なければならない。 1 婚姻、養子、離縁等所定の事由により、権利が消滅した場合 2 受給権者の数に増減があった場合 (死亡、一定の年齢に達したときなど) 3 受給権者が妻一人であった場合に当該者が55歳に達した又は障害の程度に変更があった場合	1 遺族補償年金受給資格者異動届出書 (支部所定様式) その事実を証明する書類を添付	同 上
すべての年金に共通したものの 補償	1 次に掲げる場合は届け出なければならない。 ア 氏名、住所、個人番号、振込口座を変更したとき イ 死亡したとき (遺族が届け出ること。) 2 毎年1回2月中に、その現状を報告しなければならない。 (介護補償を受けている場合は、報告書中の所定項目について医師による証明を受けること)	1 特になし その事実を証明する書類を添付 2 障害の現状報告書 (傷病補償年金) (様式第39号) 障害の現状報告書 (障害補償年金) (様式第40号) 遺族の現状報告書 (様式第41号)	1 同上 2 施行規則第36条

第8章 流 れ 図

1 全体図（災害発生 → 療養補償 → 治ゆ → 障害補償 → 再発）



2 災害発生から認定・療養補償まで

